

秋田城跡調査事務所年報 2007

秋 田 城 跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

序 文

平成19年度秋田城跡発掘調査は、城外南東にあたる鶴ノ木地区の古代水洗廁舎跡南側隣接地で実施され、奈良時代から平安時代にかけての建物跡・竪穴住居跡などを発見し、多くの成果をあげることができました。

特に、平安時代の竪穴住居カマド付近からは、特殊な小型土器を用いた祭祀の跡が見つかるなど、鶴ノ木地区における宗教的な活動の一端が明らかとなり、鶴ノ木地区遺構群の性格と機能を考える上でも、重要な成果をあげることができました。

また、環境整備事業につきましては、今年度は政庁築地塀の復元工事が進展するとともに、鶴ノ木地区の古代水洗廁舎跡復元工事においても便槽や暗渠のレプリカ据え付けが終了し、全体像がいよいよ具体化してまいりました。

このように秋田城跡の発掘調査と保護管理、環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁及び秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員、そして地元住民の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成20年3月

秋田市教育委員会
教育長 高橋 健一

秋田城跡調査事務所年報2007

目 次

例言・凡例

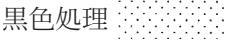
I 調査の計画と実施状況	1
II 第91次調査報告	
1) 調査経過	2
2) 検出遺構と出土遺物	9
3) 基本層序及び各層出土遺物	28
III 考 察	
1 第91次調査について	31
IV 秋田城跡の環境整備事業	35
V 秋田城跡保存活用整備事業	40
VI 秋田城跡現状変更について	42
写真図版	43
報告書抄録	64
秋田城跡調査事務所要項	65

例　　言

- 1 本書は、平成19年度に実施した秋田城跡第91次調査、秋田城跡環境整備事業、秋田城跡現状変更の記録を収録したものである。
- 2 本書の執筆・編集は伊藤武士、松下秀博があたり、石郷岡誠一が補佐した。
- 3 遺物の実測・トレース、遺構図の作成及びトレースは、伊藤のほか、整理補佐員の大井重樹、整理員の森泉裕美子、伊藤雅子、最上谷布美子、加藤亜紀があたった。
- 4 遺構・遺物の写真撮影は、伊藤があたった。
- 5 墨書き土器の解読は、山形大学人文学部 三上喜孝准教授の指導を得た。
- 6 本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。
- 7 発掘調査では、以下の方々や関係機関から指導・助言を賜った。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、木村 勉、田中哲雄、今泉隆雄、小井川和夫、清野孝之、国生 尚、船木義勝、高橋 学、村田晃一、菅原祥夫、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター（敬称略・順不同）

凡　　例

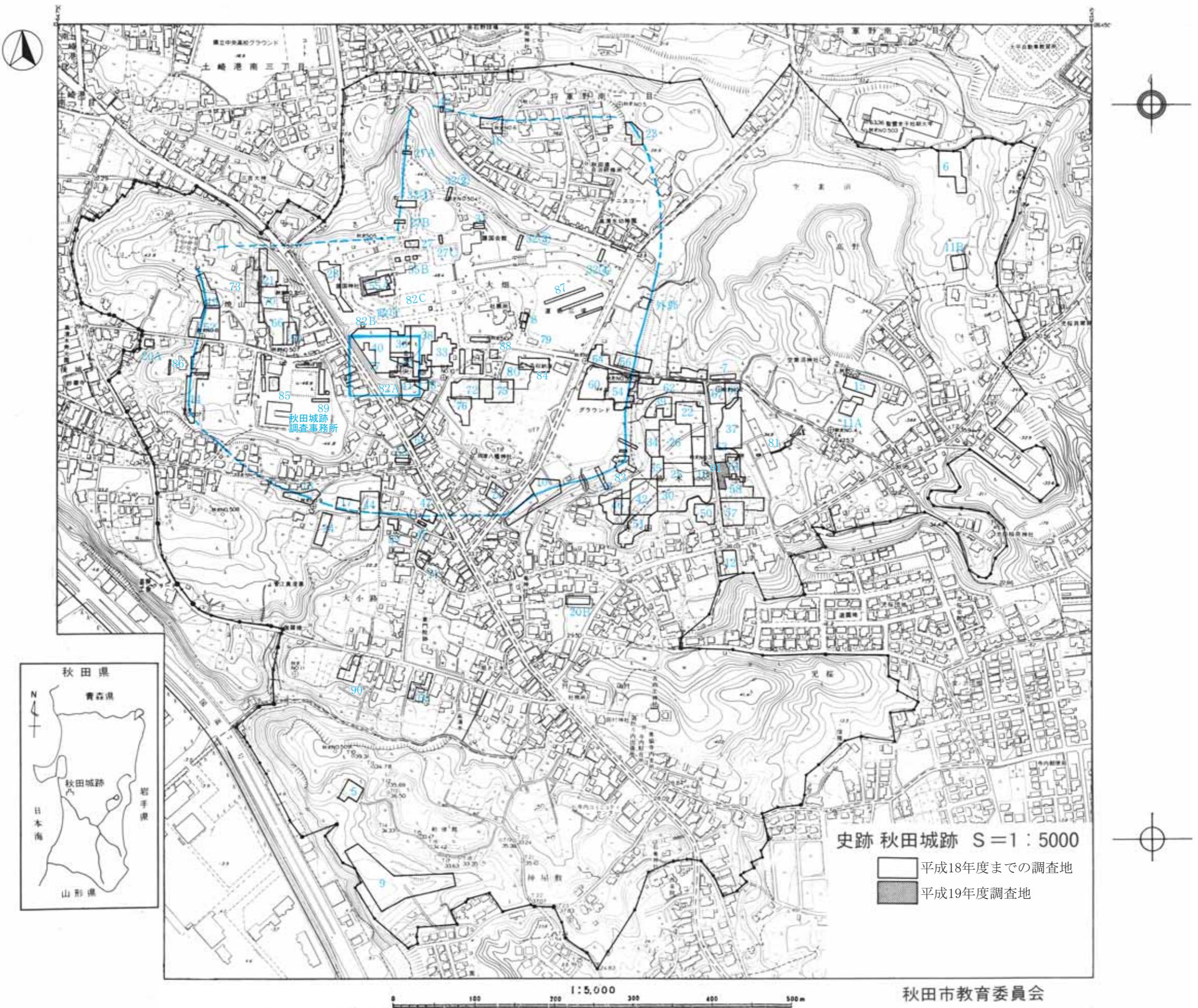
遺　物

- 1 土器の断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器・中世陶器である。
- 2 土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。
 黒色処理  転用硯
- 3 土器の表面付着物の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。
 煤  漆
- 4 土器の調整技術や切り離し等の表記は、下記のとおりである。
 - ・回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はその都度別記。
 - ・ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
 - ・切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。成形時痕跡の摩滅を目的とし、痕跡が一部残るものを撫で調整、ほとんど痕跡を残さないものを丁寧な撫で調整と記載。
 - ・底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはその都度別記。
 - ・実測図・写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1／3である。

方位・測量原点

文章中的方位と方向を示す東西南北は、遺跡全域に設定された発掘基準線に基づく真東、真西、真南、真北を示す。

遺跡の測量原点は、外郭範囲内のはば中央にあたる政庁正殿東の任意点に埋標されている。その原点から真北を求めた南北基準線を定め、これに直交する東西基準線を定めて、座標軸を設定している。報告においてE・W・S・Nと共に示された数値は、測量原点からの座標上の位置、東西南北の距離を示す。測量原点は世界測地系座標で、X=-28562.592、Y=-64607.889である。



I 調査の計画と実施状況

平成19年度の秋田城跡発掘調査は、第91次調査を実施した。

発掘調査事業費は、総事業費（本体額）1,370万円のうち国庫補助額750万円（50%）、県費補助額137万円（10%）、市費548万円（40%）である。

調査計画は、下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² （坪）	調査予定期間
第91次	鶴ノ木地区東部	500m ² (152)	4月16日～8月15日
計		500m ² (152)	

発掘調査に伴う現状変更許可申請については、平成19年2月8日付け教文第347号で申請し、平成19年3月29日付け18委庁財4の2122号で許可された。

平成19年度の発掘調査は、鶴ノ木地区東部の1箇所を調査対象とした。

第91次調査地は、城外南東側に隣接する鶴ノ木地区の東部、史跡公園の一画で、畠地として利用されていた場所である。鶴ノ木地区南半建物群の東側、重要遺構である奈良時代の古代水洗廁舎跡の南側隣接地にあたる場所である。これまでの周辺調査では、南側で鶴ノ木地区建物群を囲む平安時代の材木塀が検出されており、その区画施設の延長部分、北東コーナー部の存在も推定されている。そこで今回の調査は、この地区的整備計画を踏まえて、遺構の遺存状況や水洗廁跡関連施設の有無も含めた周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、奈良時代の水洗廁跡関連施設は確認されなかったが、平安時代の材木塀区画施設の南東コーナー部分を確認した。その他にも、奈良時代の大規模な掘立柱建物跡や平安時代の掘立柱建物跡、平安時代の竪穴住居跡や鍛冶工房跡などが検出され、周辺の利用状況と変遷が把握された。また、竪穴住居跡のカマド付近からは土器を使用した祭祀跡も検出された。全体として掘立柱建物跡5棟、柱列跡1列、材木塀跡2条、溝跡1条、竪穴住居跡5軒、竪穴状鍛冶工房1棟、土坑4基、小柱掘り方群などの遺構が検出された。

7月14日に第91次調査の現地説明会を開催し、96名の参加者があった。

11月19日および20日に文化庁記念物課清野孝之文化財調査官の調査指導を受けた。

2月8日に宮城県多賀城跡調査研究所小井川和夫所長から調査指導を受けた。

平成18年度の発掘調査実施状況は下記表2のとおりである。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² （坪）	調査実施期間
第91次	鶴ノ木地区東部	489m ² (148)	4月16日～7月24日
計		489m ² (148)	

II 第91次調査報告

1) 調査経過

第91次調査は、秋田城跡の城外南東側にあたる鶴ノ木地区東部を対象に、平成19年4月16日から7月24日まで実施した。調査面積は489m²である。

第91次調査地は、城外南東側に隣接する鶴ノ木地区の東部、史跡公園の一画で、畠地として利用されていた場所である。周囲は調査が終了し、史跡公園周辺で唯一の未調査地となっていた。

調査地は、鶴ノ木地区中央建物群の東側、重要遺構である古代水洗廁跡の南側隣接地にあたる場所である。周辺調査では、北側の第63次調査で奈良時代の鶴ノ木地区南半建物群に付属する古代水洗廁跡が検出されている。また、東側の第61次調査では掘立柱建物や竪穴住居が検出されている。南側の第58次調査では、掘立柱建物や竪穴住居に加え、平安時代の建物群を囲む材木塀の東辺部が検出されており、今次調査地にはその区画施設の北東コーナー部の存在も推定されている。そこで今回の調査は、この地区の整備計画を踏まえて、遺構の遺存状況や水洗廁跡関連施設の有無も含めた周辺の利用状況を把握すること目的として実施した。

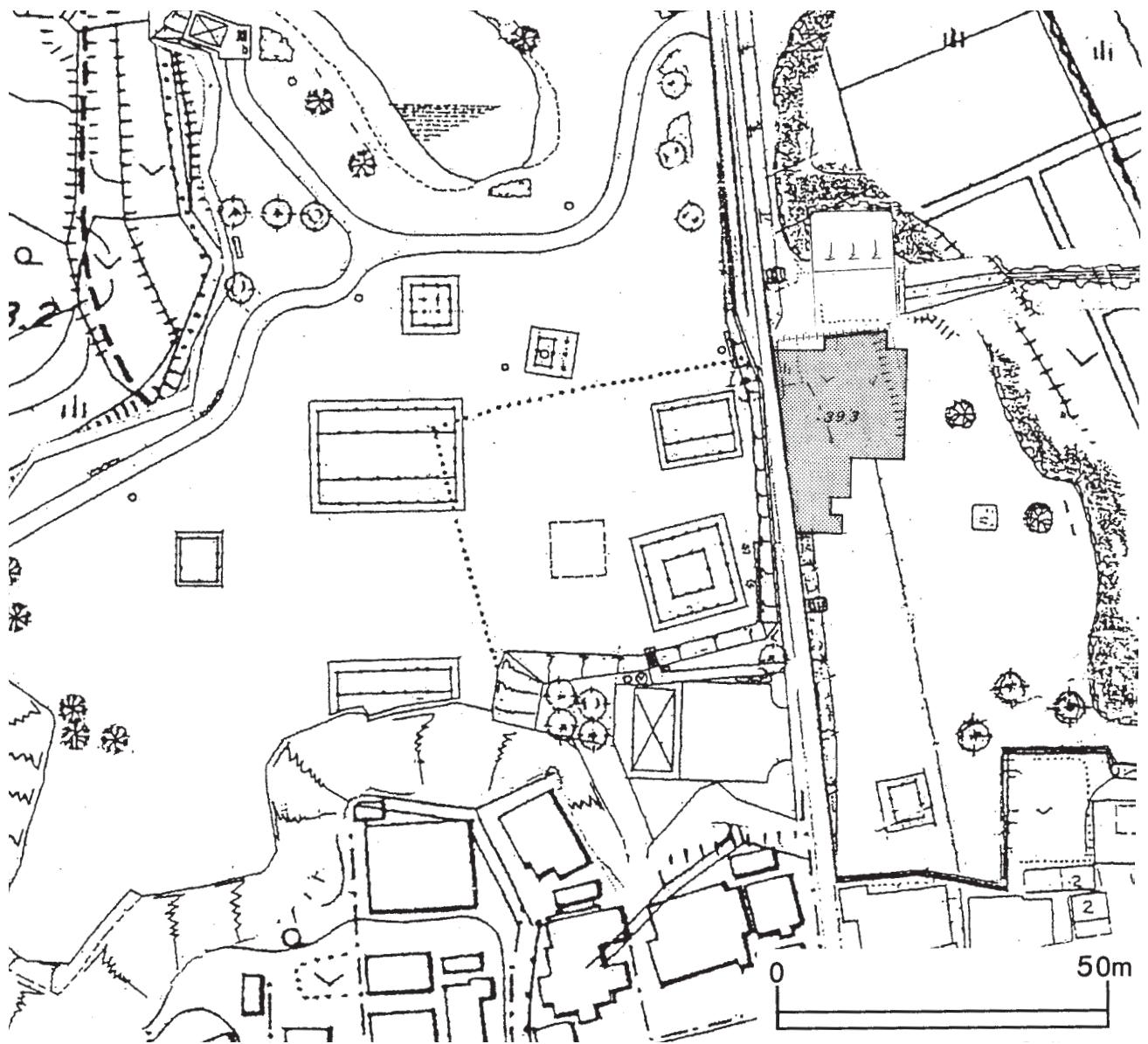
調査地は未調査地を対象範囲として設定された。調査方法は、面的掘り下げを行い遺構の検出確認を行った後、検出遺構については、時期等遺構内容の把握が必要なものについて、保存に留意しながら部分的またはベルト等を残す形で遺構調査を行った。

調査は、まず調査機材の搬入や調査地安全対策用フェンス設置作業を行った（4月16日）。次に基準杭測量及び調査区の設定を行い、設定後重機による表土除去及び抜根作業を行った（4月17日～4月18日）。

測量用遣り方設置とグリット杭の打設を行い、調査地南西側から人手による表土除去を開始した（4月19日～4月20日）。調査地南西側では、表土である畠地耕作土下は明褐色粘土・明黄褐色粘土・暗褐色土からなる第2層の畠地造成土となっており、造成土面から旧畠地の畝跡が検出された（4月23日）。次に調査地中央の表土除去を行った。調査地中央では削平により畠地耕作土下が地山粘土層面となっており、畠畝跡と搅乱がいくつか検出された。また、中央東寄りの地山粘土面から第3層褐色土層面にかけてSD1974溝跡を、中央でSI1976竪穴状鍛冶工房跡と大規模な楕円形の落ち込みを検出した（4月24日～4月25日）。調査地北側で段階的に表土と旧耕作土の除去を進め、第3層の堆積範囲を検出していった。北側の第3層面からは畠畝跡が検出された（4月26日～4月27日）。表土除去作業終了後、畠畝跡・搅乱検出状況の全景写真撮影を行った（5月9日～5月10日）。

調査地全体で畠畝跡の掘り下げを行った。土層観察用ベルトの除去を行い、ベルト周辺を精査した結果、地山粘土面でSB1308・SB1967掘立柱建物跡の一部を検出した。その後、上層遺構や畠畝跡・搅乱の平面実測を行った。また、調査地南西側については、第2～2層とした旧畠地造成土の堆積状況の平面実測を行った後、除去し、土取り後に畠地として整地された状況を把握した。調査地南西隅では地山粘土面よりSB1146、SB1147の柱掘り方を検出した（5月11日～5月22日）。畠畝跡・搅乱掘り下げ後・上層遺構検出状況の写真撮影を行った（5月24日）。

調査地中央の大規模搅乱について掘り下げを行ったところ、近代以降に土取りを行った搅乱穴と判明した。また、東側のSD1974についても掘り下げを行ったところ、近世の溝跡であることが判明した。ともに断面実測や写真撮影の記録化を行った。なおこの間、5月31日から6月6日までは学習講座の準備と実施のため

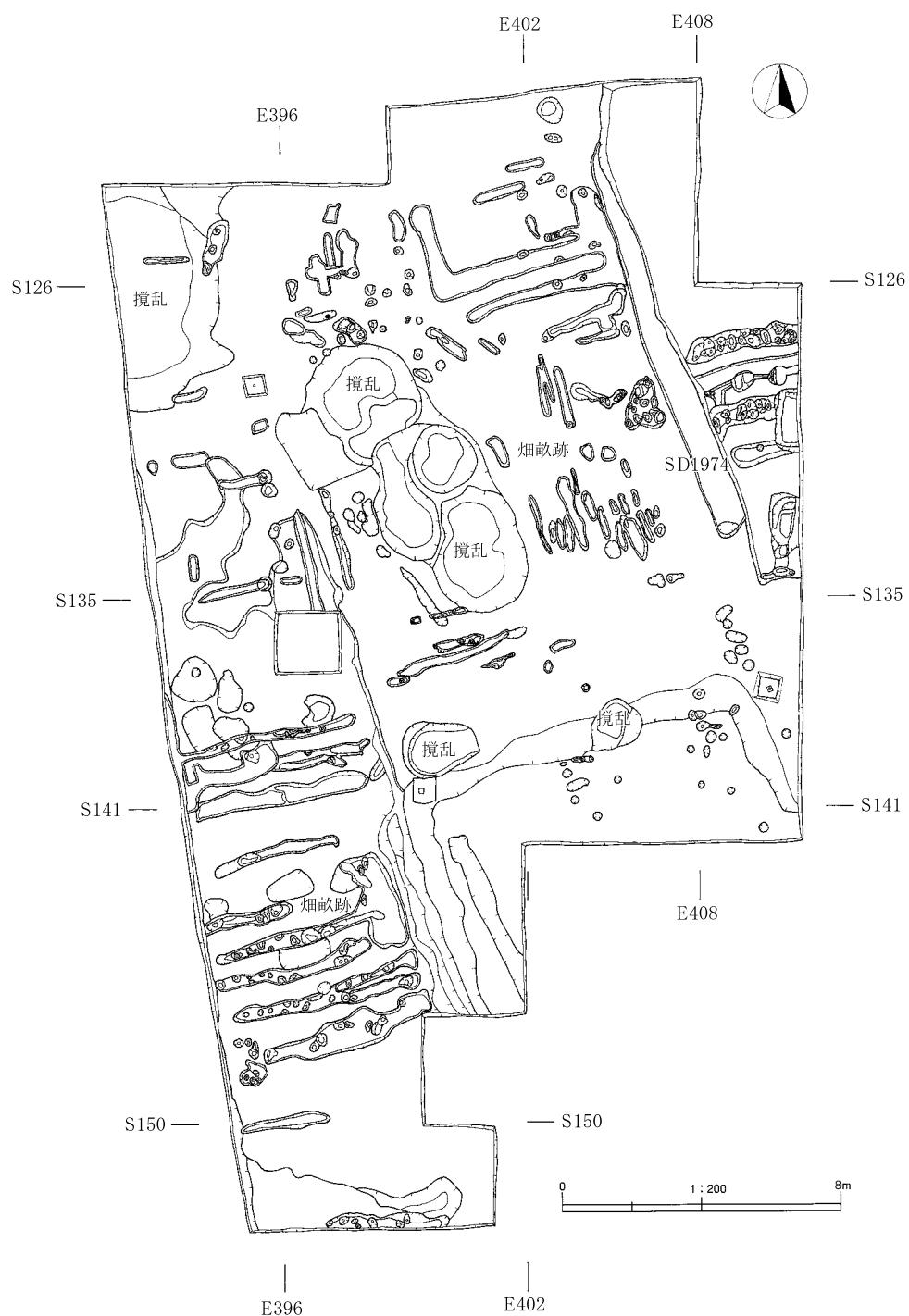


第2図 第91次調査周辺地形図

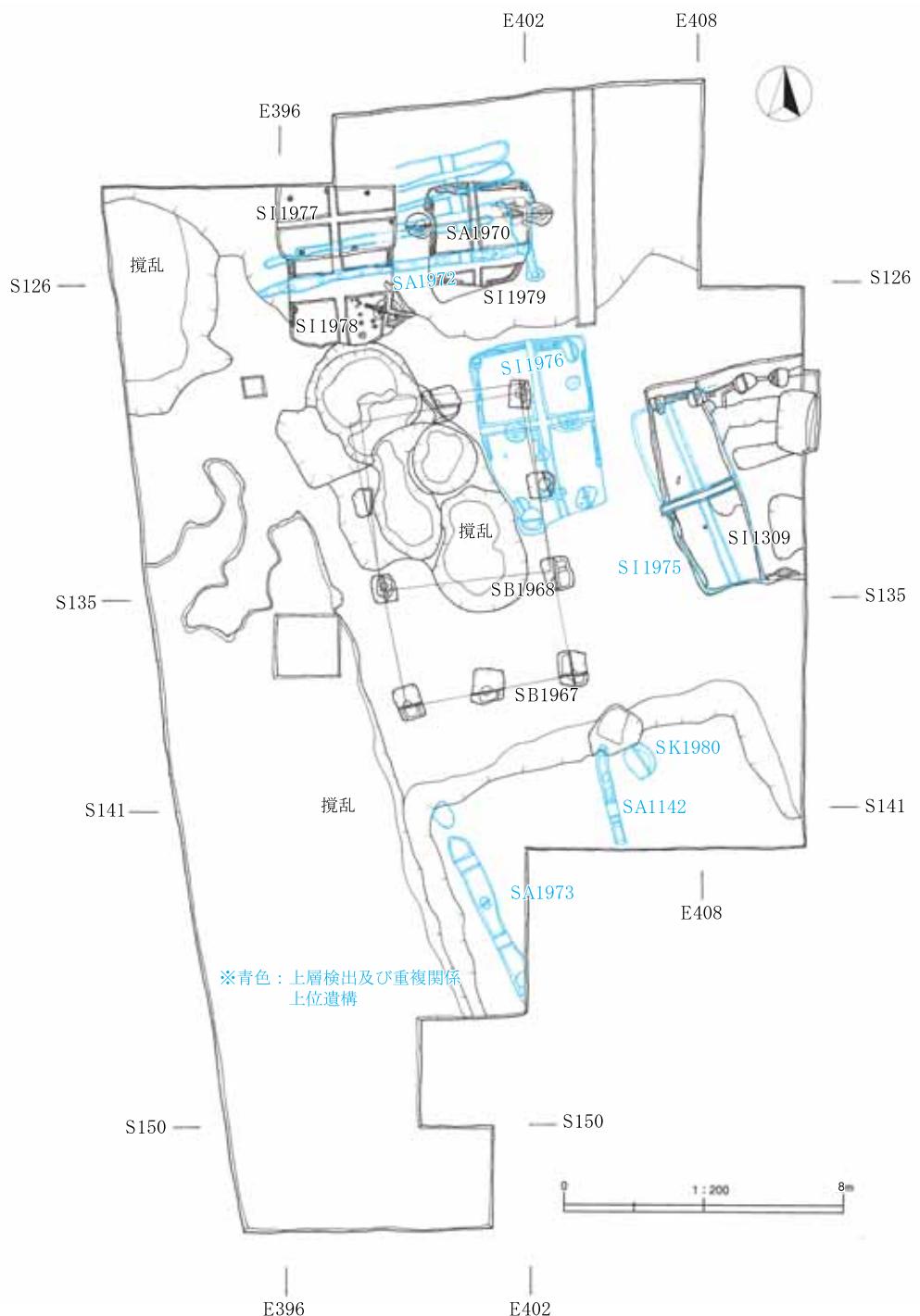
現場作業を休止した（5月25日～6月7日）。

調査地中央から北側にかけて最上層の古代遺物包含層である第3層を除去し、下層の第4層褐色土層面を精査していく。SI1976の北側プラン、SI1975竪穴住居跡、SI1309竪穴住居跡、SA1972材木列塀の布掘り溝跡を検出した。また、一段高い調査区南側を精査し、地山粘土層面でSK1980土坑、SA1142・SA1973材木列塀の布掘り溝跡を検出した。第4層面の検出状況写真撮影の後、各遺構を掘り下げ、平面・断面実測や写真撮影等の記録化を行った（6月8日～6月20日）。

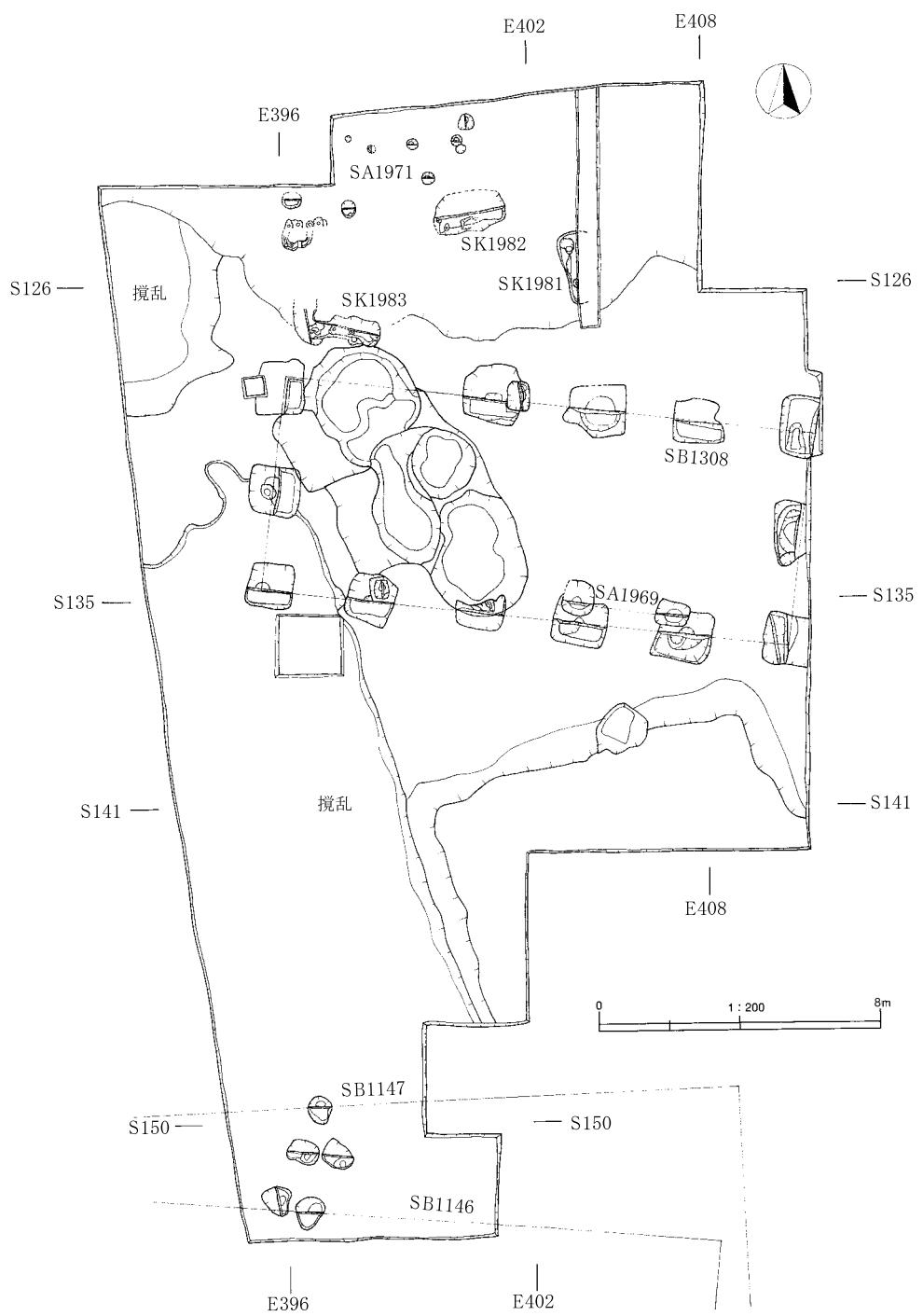
調査地北側で第4層を除去し、第5層暗褐色土層面を検出・精査したところ、まず、SI1977竪穴住居跡を検出した。さらに周辺の第5層上層面を一段階掘り下げながら精査していったところ、SI1977と重複しそれより古いSI1979・SI1978竪穴住居跡を検出した。また、SI1978と重複し、それより新しいSA1970柱列を検出した。後の土層断面の観察で、第5層の下層は第6層暗褐色土層として分層されることが確認された。調査地中央では、SI1976床面を掘り下げ精査し、SB1308・SB1967の柱掘り方を検出した。また、SI1975と重



第3図 第91次調査検出遺構図①

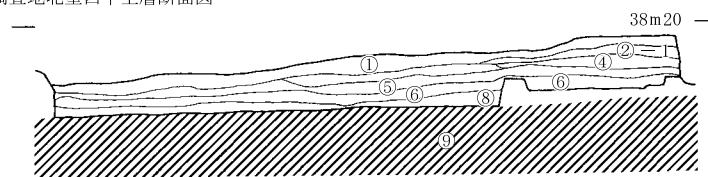


第4図 第91次調査検出遺構図②

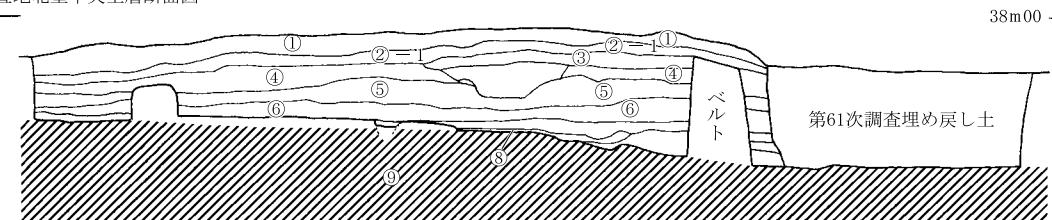


第5図 第91次調査検出遺構図③

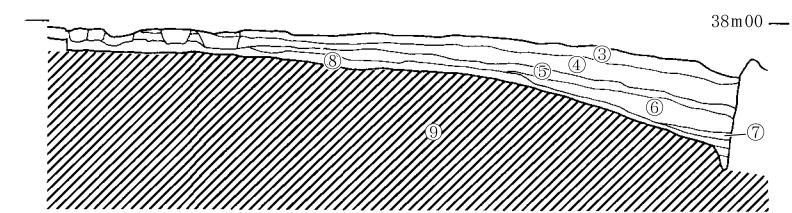
調査地北壁西半土層断面図



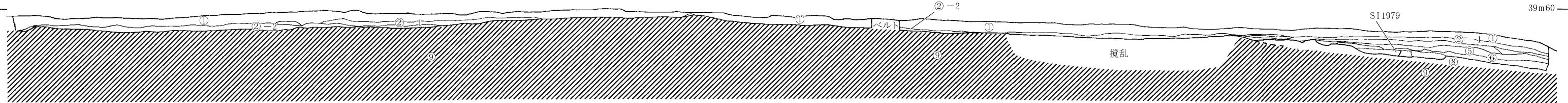
調査地北壁中央土層断面図



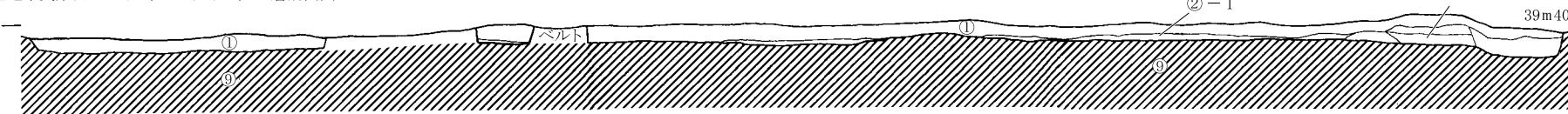
調査地北側南北ベルト（E405ライン）土層断面図



調査地中央南北ベルト（E399ライン）土層断面図



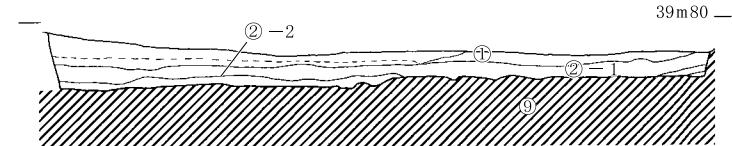
調査地中央東西ベルト（S135ライン）土層断面図



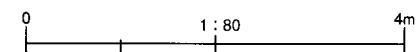
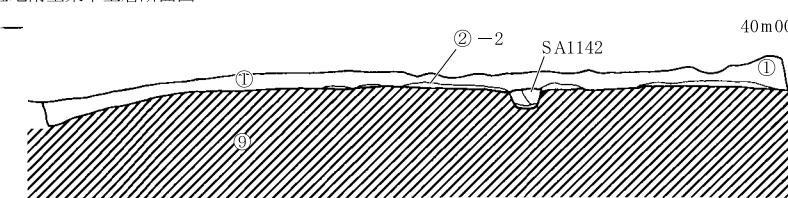
第91次調査地基本層序

- ① 表土（耕作土）：暗褐色土
- ② - 1 旧耕作土：褐色土
- ② - 2 旧畑地造成土：明褐色粘土と明黄褐色粘土と暗褐色粘土の混じり
- ③ 第3層：褐色土
- ④ 第4層：褐色土
- ⑤ 第5層：暗褐色土と褐色土の混じりに焼土・炭化物混入
- ⑥ 第6層：暗褐色土に焼土・炭化物多量混入
- ⑦ 第7層：褐色土・明褐色粘土の混じり
- ⑧ 第8層：明褐色粘土に褐色土混入
- ⑨ 地山粘土層

調査地南壁西半土層断面図



調査地南壁東半土層断面図



第6図 第91次調査地土層断面図

複し、それより古いSI1309を掘り下げ、床面を精査しSB1308の東側の柱掘り方を検出した。それによりSB1308は南北2間、東西5間の東西棟建物、SB1967は東西2間、南北3間の南北棟建物であることが確定した。(6月22日～6月25日)。第5層から第6層面の遺構検出状況の写真撮影を行った後、SB1967、SI1977～SI1979の掘り下げを行った。SB1967の柱掘り方の断ち割りを行った結果、SB1967とほぼ同位置で重複しそれより古い東西1間、南北1間の建物が検出された。遺構掘り下げ後、平面・断面実測や写真撮影等の記録化を行った(6月26日～7月4日)。

調査地北側で第6層を除去し、第7層明褐色土・褐色土層面を検出・精査したところ、SA1971小柱掘り方群としたが、小柱掘り方を6基検出したに止まった。調査地中央ではSB1308の柱掘り方の断ち割りを行った。SB1308や調査地北壁、E405ラインの断面実測や写真撮影等の記録化を行った後、第7層面の全景写真撮影を行った(7月6日～7月12日)。

7月14日には現地説明会を開催し、96名の参加者を得た。

調査地北側で第7層を除去し、第8層明褐色粘土層を検出し、SK1981土坑を検出した。さらに第8層を除去していったが、他に遺構は検出されなかった。下層遺構追求のため、SI1977・SI1978の床面を掘り下げ精査したところ、不整形を呈するSK1982・1983土坑を検出した。第7層掘り下げ後の最終遺構面の断面実測や写真撮影等の記録化を行った(7月17日～7月18日)。

調査地北壁の断面実測やSI1977・SI1978カマド周辺遺物の取り上げ等の補足調査を行うとともに、人手による埋め戻しを行った(7月19日)。調査地安全対策用フェンス撤去や調査機材撤去を行い、作業員による現場作業を終了した(7月20日)。7月23日から24日にかけて重機による埋め戻し作業を行い、調査を終了した。

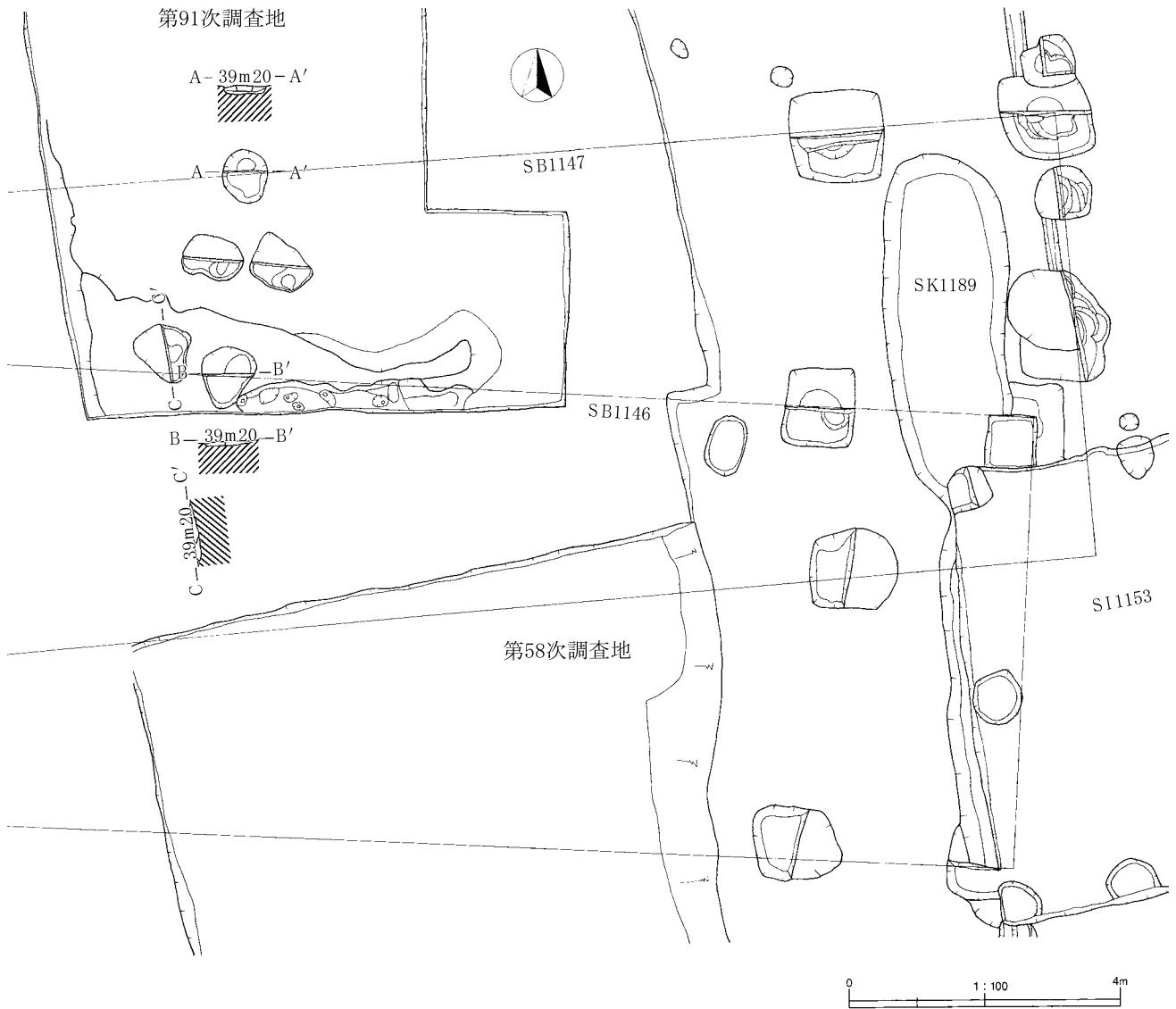
2) 検出遺構と出土遺物

S B1146掘立柱建物跡(第7図、図版8)

調査地南西隅の地山粘土層面で検出された。南北2間以上(3.3m+3.3m+…)、東西4間以上(東より3.0m+(3.0m)+(3.0m)+(3.0m)+…)の東西棟の掘立柱建物跡であり、建物の方位は梁間柱筋が北で約4度東に振れる。建物東側は第58次調査で検出されていたが、今次調査では北側桁行の東から5番目の柱掘り方が検出された。今次調査検出の柱掘り方は、削平により東西80cm、南北90cmの不整形を呈し、深さ10cm、柱痕跡は直径33cmであるが、建物東側の柱掘り方は一辺1.0m～1.2mの方形で、深さ40cmである。第58次調査で検出されたSI1153、SK1189と重複し、これよりも古い。

S B1147掘立柱建物跡(第7図、図版8)

調査地南西隅の地山粘土層面で検出された。南北2間以上(3.3m+3.3m+…)、東西4間以上(東より3.0m+(3.0m)+(3.0m)+(3.0m)+…)の東西棟の掘立柱建物跡であり、建物の方位は梁間柱筋が北で約4度西に振れる。建物東側は第58次調査で検出されていたが、今次調査では北側桁行の東から5番目の柱掘り方が検出された。今次調査検出の柱掘り方は、削平により東西65cm、南北80cmの楕円形を呈し、深さ10cm、柱痕跡は直径21cmであるが、建物東側の柱掘り方は一辺1.2m～1.4mの方形で、深さ40cm～50cmである。第58次調査で検出されたSI1153、SA1180と重複し、これよりも古い。



第7図 SB1146・SB1147掘立柱建物跡

S B1308掘立柱建物跡（第8図、図版7・8）

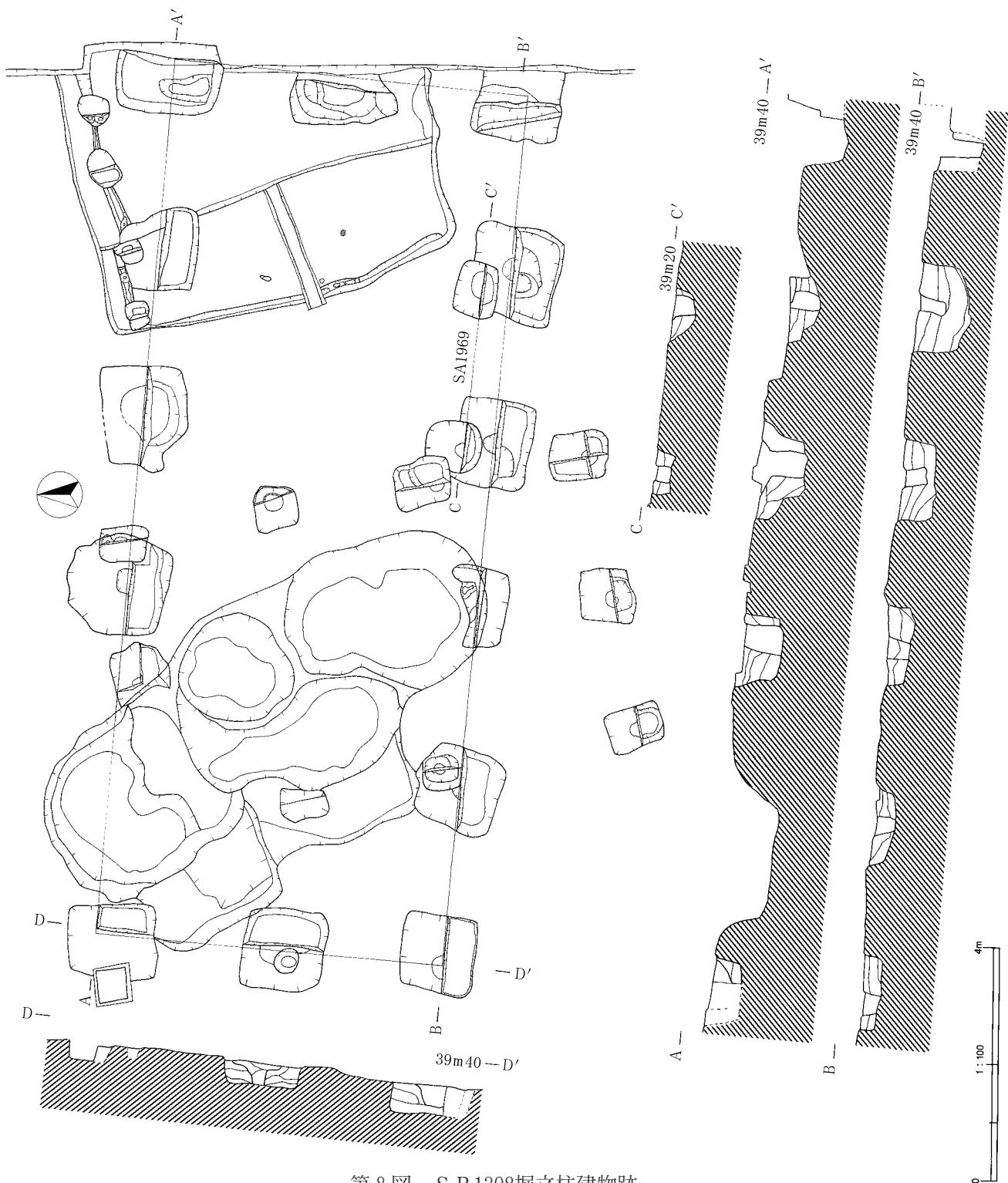
調査地中央の地山粘土層面から第7層褐色土・明褐色粘土層面にかけて検出された。

南北2間(3.0m+3.0m)、東西5間(3.0m+3.0m+3.0m+3.0m+3.0m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は梁間柱筋が北で東に約6度振れる。柱掘り方は一辺が1.3m~1.6mの方形で、深さは30cm~80cmである。柱痕跡は直径約30cmで、柱抜き取りを受けている。SB1967、SB1968、SA1969、SI1309、SI1976と重複し、これよりも古い。SA1969については、検出位置及びSB1308に一致する柱筋の方位等から、SB1308の建物構造の一部となる可能性もある。

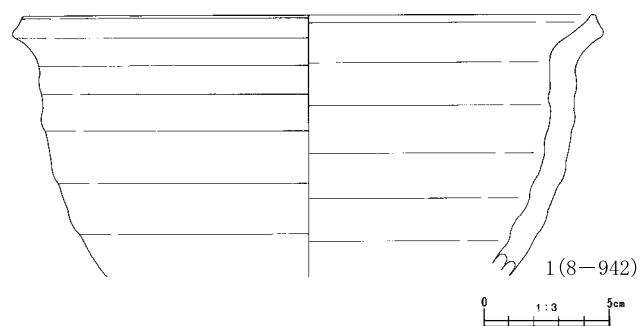
S B1308出土遺物（第9図、図版2・14）

1は柱掘り方抜き取り出土である。

赤褐色土器(1)：小型の鉢である。欠損により底部の形態は不明である。



第8図 SB 1308掘立柱建物跡



第9図 SB 1308掘立柱建物跡出土遺物

S B 1967掘立柱建物跡（第10図、図版9）

調査地中央の地山粘土層面から第6層暗褐色土層面にかけて検出された。

東西2間（2.4m+2.4）、南北3間（2.7m+2.7m+2.7m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行柱筋が北で西に約10度振れる。柱掘り方は一辺が0.7m～1.0mの隅丸方形で、深さは10cm～35cmである。柱痕跡は直径18cm～21cmであり、柱抜き取りを受けている。SB1308、SB1968、SI1976と重複し、SB1308、SB1968よりも新しく、SI1976より古い。ほぼ同位置で重複するSB1968を南側に一間分拡張して建て替えた建物と考えられる。

S B 1968掘立柱建物跡（第10図、図版9）

調査地中央の地山粘土層面から第6層暗褐色土層面にかけて検出された。

東西2間（2.4m+2.4）、南北2間（2.8m+2.8m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は桁行柱筋が北で西に約6度振れる。ほぼ同位置に重複するSB1967の柱掘り方により、柱掘り方の上面形態は不明確であるが、柱掘り方より小さく円形を呈していた可能性がある。深さは30cm～45cmで、SB1967より深い。柱痕跡は直径13cm～15cmであり、柱抜き取りを受けている。SB1308、SB1967、SI1976と重複し、SB1308よりも新しく、SI1976、SB1967より古い。

S A 1969柱列（第8図、図版7）

調査地中央の地山粘土層面で検出された。

2基の柱掘り方よりなる東西方向の柱列で、柱間は3.0mである。柱列の方向は西で約6度北に振れる。柱掘り方は一辺が0.7m～1.0mの隅丸方形で、深さは30cm～40cmである。柱痕跡は30cmで、柱抜き取りを受けている。SB1308、SB1967、SB1968と重複し、SB1308よりも新しく、SB1967、SB1968より古い。検出位置及びSB1308に一致する柱筋の方位等から、SB1308の建物構造の一部となる可能性もある。

S A 1970柱列（第11図、図版11）

調査地北側の第6層暗褐色土層面で検出された。

2基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列で、柱間は3.3mである。柱列の方向は西で約5度南に振れる。柱掘り方直径0.6m～0.7mのややゆがんだ円形で、深さは約25cmである。柱痕跡は柱抜き取りを受けているが、直径約18cmの部分が認められる。SI1978と重複し、それよりも新しい。

S A 1971小柱掘り方群（第5図、図版2・13）

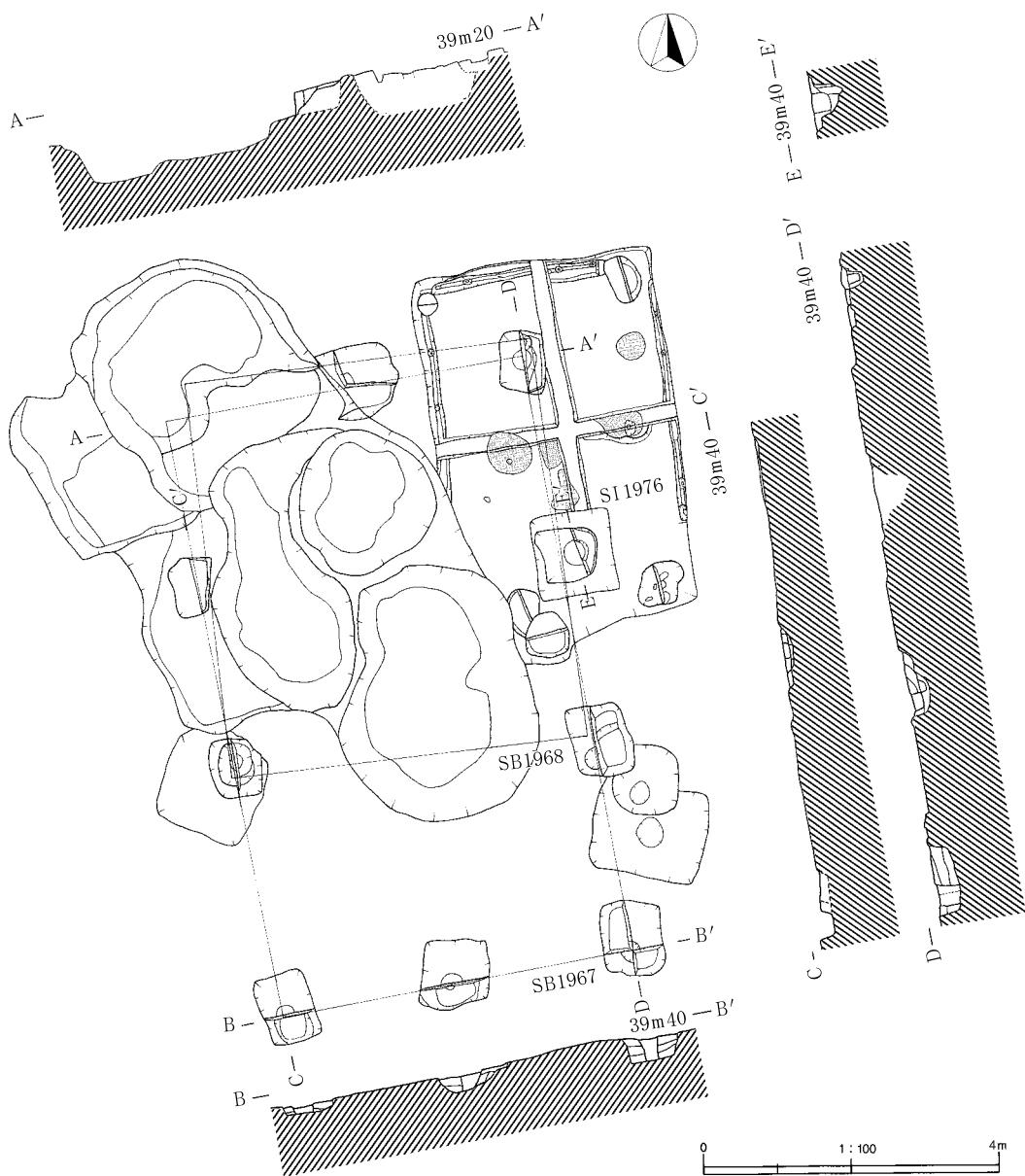
調査地北側の第7層褐色土・明浅黄色粘土面で検出された。

直径20cm～50cmの小柱掘り方からなる。小規模な柱列を構成する可能性がある。

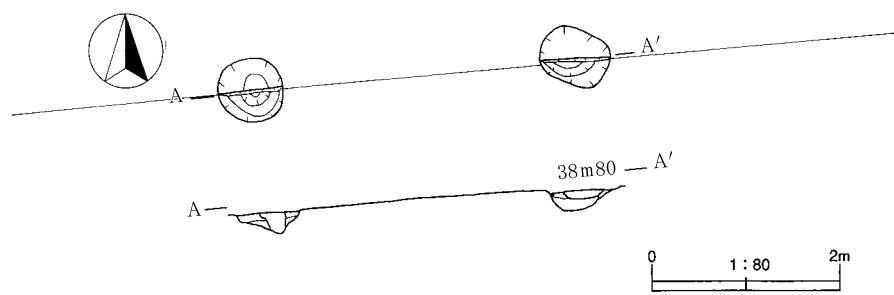
S A 1972材木塀跡（第12図、図版10）

調査地北側の第4層褐色土層面で検出された区画施設である。

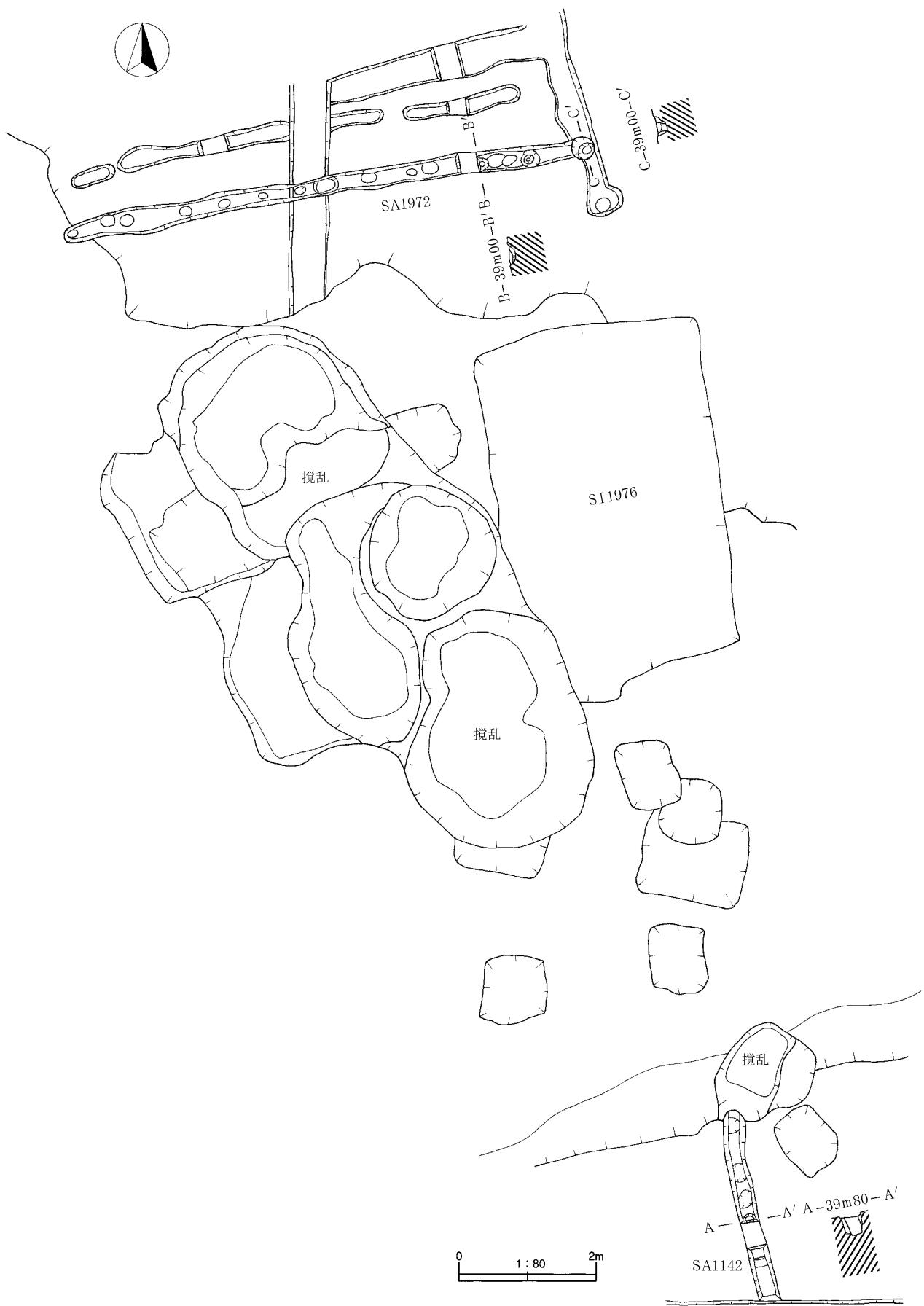
布掘り溝を伴う東西及び南北方向の材木塀で、東西に7.8m以上、南北に1.2m以上の布掘り溝が検出されたが、西側は削平により失われ、東側では屈曲し南に延びるが、同様に削平により不明となっている。塀の



第10図 S B 1967・1968掘立柱建物跡



第11図 S A 1970柱列



第12図 SA1972材木塙跡

方向は、東西方向布掘り溝が西で約13度南へ振れる方向で、南北方向布掘り溝が北で約13度西へ振れる方向である。位置と方向から、第58次調査地より北に延びる SA1142と一連の区画施設であり、西側に対する区画の場合、その北東隅部にあたると考えられる。

布掘り溝跡は幅25cm～30cm、深さ5cm～15cmで、断面形はU字状を呈する。直径15cm～20cmの小柱掘り方を90cm～110cm間隔で伴い、間隔をあけて丸太材を立て並べた構造の柱列塀と考えられる。材の痕跡は、小柱掘り方の柱痕跡より直径12cm前後の丸太材である。また、柱痕跡が接するように認められる箇所があることから、改修・補修が行われた可能性がある。

SI1977、SI1978と重複し、それより新しい。

S A 1972出土遺物（第13図、図版14）

1は布掘り溝底部検出の北東隅柱掘り方抜き取り出土である。

須恵器（1）：ヘラ切り後、底部と台周縁に軽い撫で調整を施す台付坏である。

S A 1973材木塀跡（第14図、図版11）

調査地南西側の地山粘土層面で検出された区画施設である。

布掘り溝を伴う南北方向の材木塀跡で、4.7m以上の布掘り溝が検出されたが、南側は調査区外へ伸び、北側は削平により不明となっている。塀の方向については、布掘り溝跡が北で約24度西へ振れる方向である。

布掘り溝跡は幅50cm～70cm、削平により浅くなつており深さ8cm前後で、断面形は不明である。直径30cmの小柱掘り方を2.4m間隔で伴い、間隔をあけて丸太材を立て並べた構造の柱列塀と考えられる。材の痕跡は、小柱掘り方の柱痕跡より直径12cm前後の丸太材である。

S D 1974溝跡（第15図、図版11）

調査地北東側の第3層褐色土層面で検出された。幅1m以上、深さ8cm～15cm、長さ11.8m以上の北西から南東方向の溝跡で、溝の方向は北で約20度西に振れる。SI1975と重複し、それより新しい。

S D 1974出土遺物（第16図、図版14）

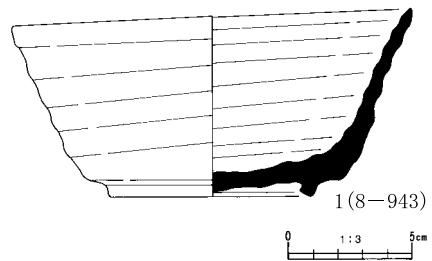
1は埋土出土である。

磁器（1）：白磁の戸車である。両面を糸切り無調整で切り離している。

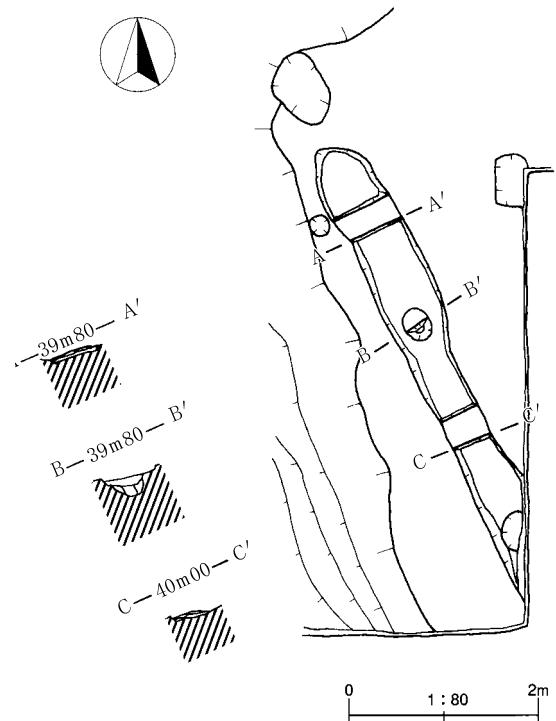
S I 1309竪穴住居跡（第17図、図版12）

調査地東側の第4層褐色土層面で検出された。

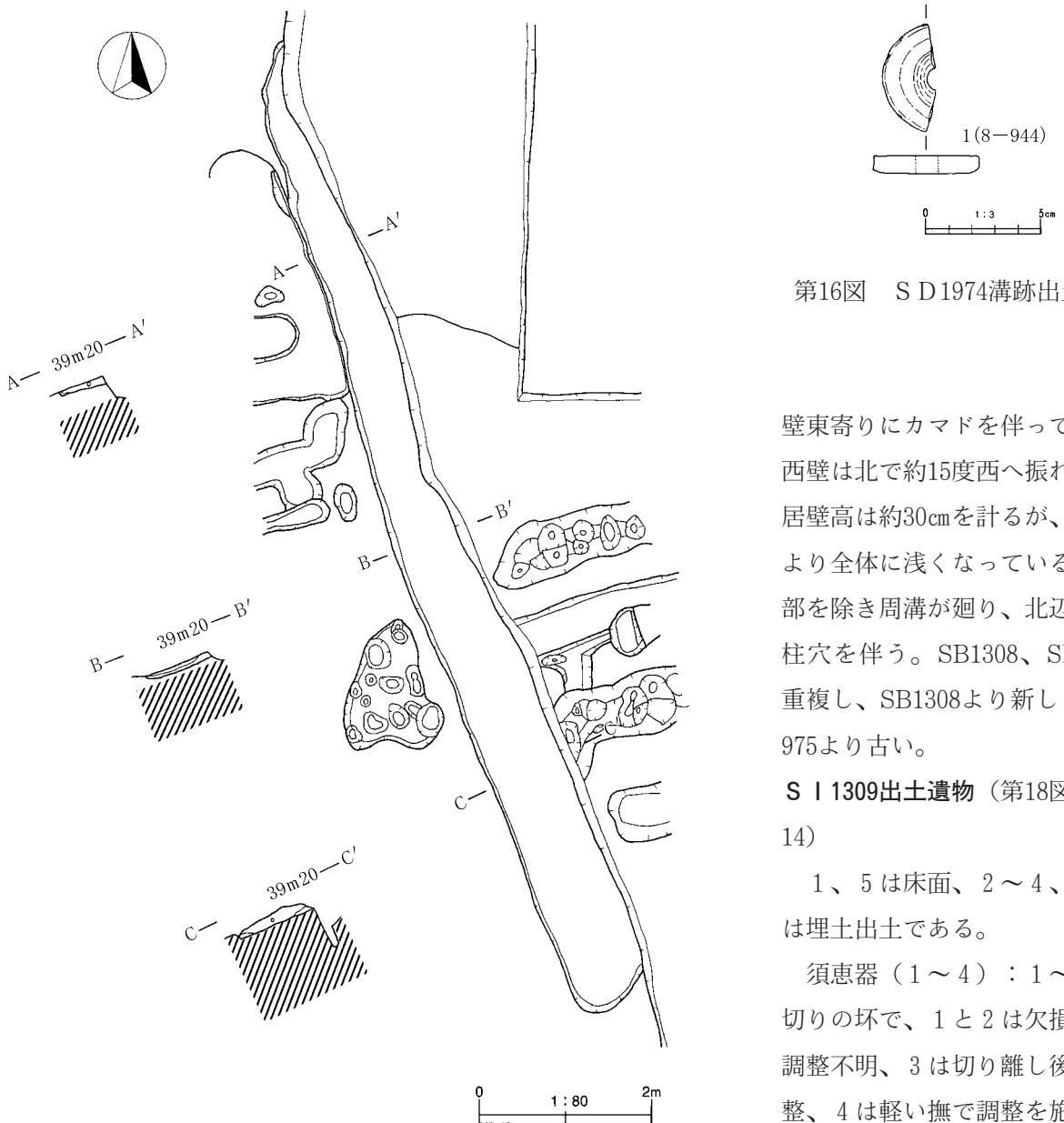
平面形は東西5.8m×南北6.0mのほぼ方形を呈し、調査区外となる住居東半部は第61調査で調査されており、南



第13図 S A 1972材木塀跡出土遺物



第14図 S A 1973材木塀跡



第15図 S D 1974溝跡

赤褐色土器（5）：1は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。

壺（6）：硬質で、青灰色を呈する。

土製品（7）：部分的にガラス状の付着物が認められる断面が円形のフイゴ羽口である。

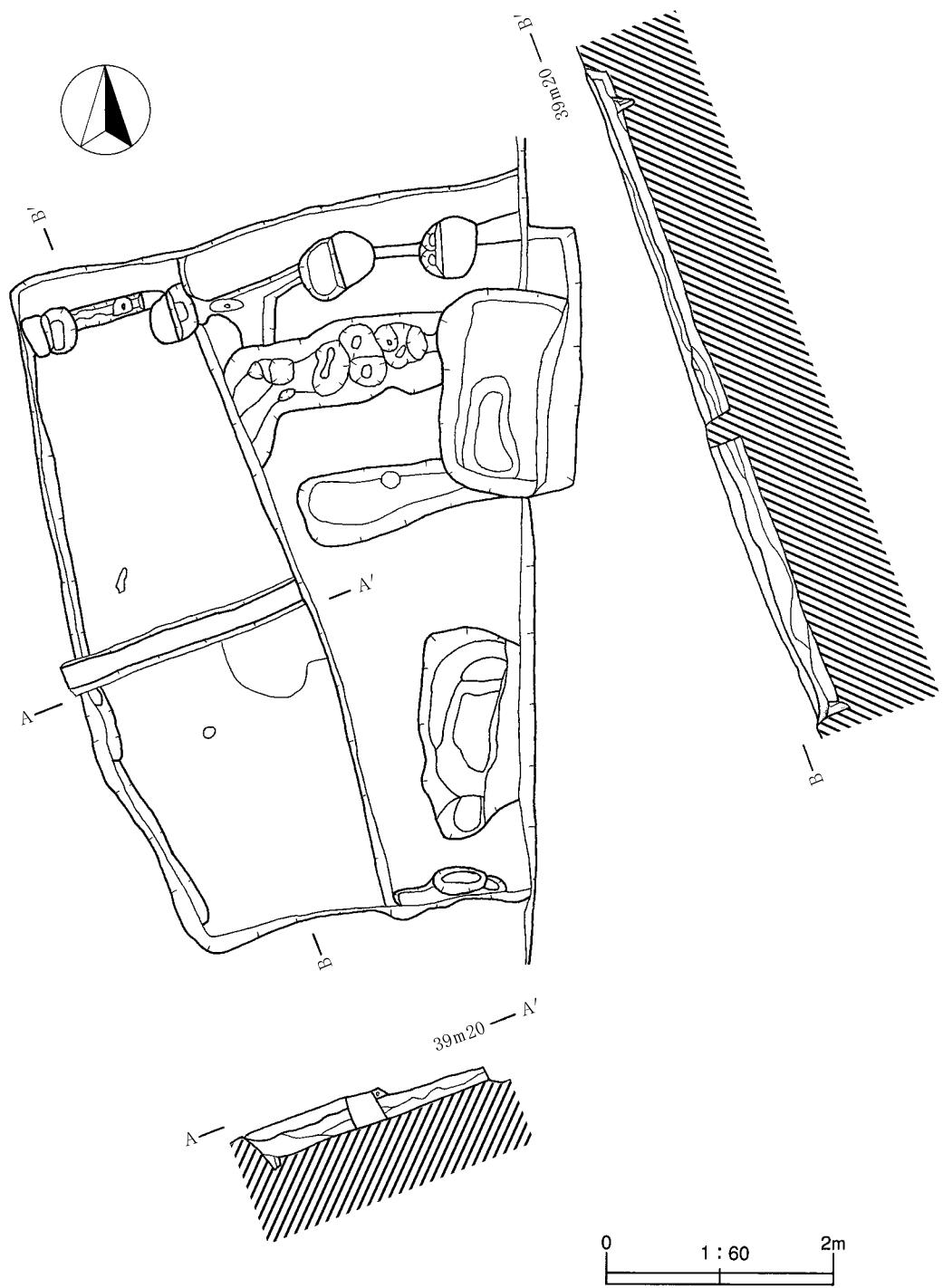
第16図 S D 1974溝跡出土遺物

壁東寄りにカマドを伴っている。西壁は北で約15度西へ振れる。住居壁高は約30cmを計るが、削平により全体に浅くなっている。南西部を除き周溝が廻り、北辺には小柱穴を伴う。SB1308、SI1975と重複し、SB1308より新しく、SI1975より古い。

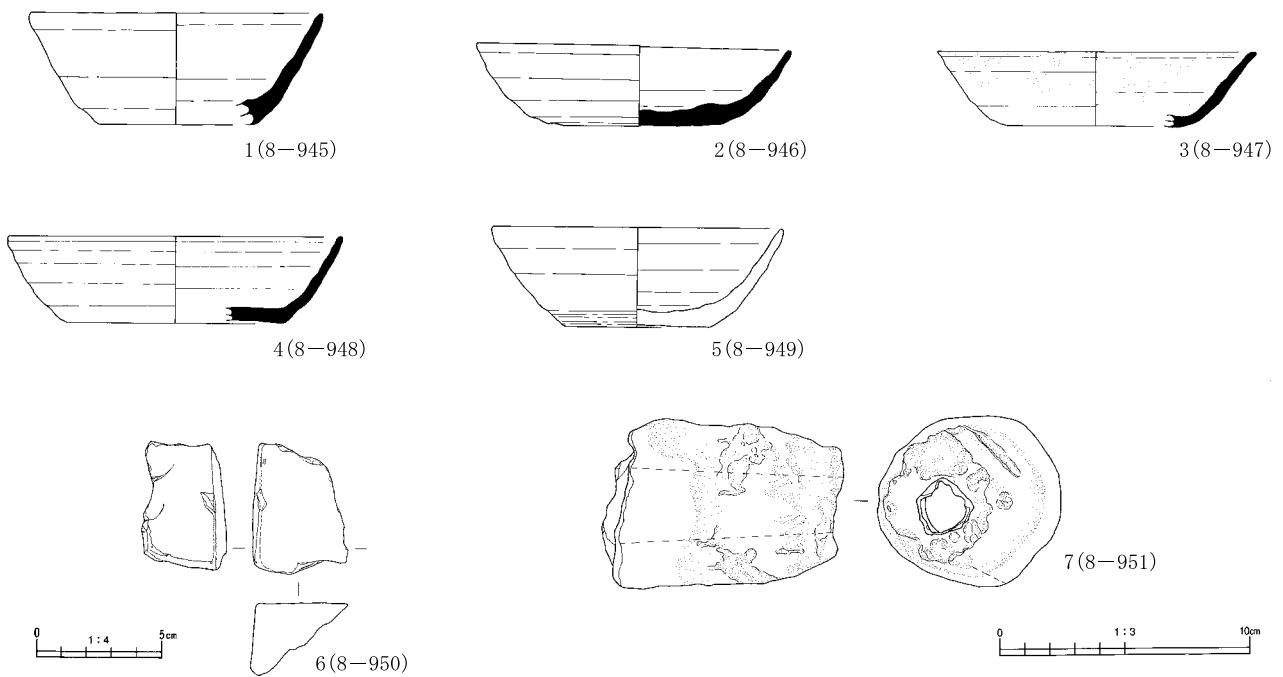
S I 1309出土遺物（第18図、図版14）

1、5は床面、2～4、6、7は埋土出土である。

須恵器（1～4）：1～4はラ切りの坏で、1と2は欠損により調整不明、3は切り離し後撫で調整、4は軽い撫で調整を施す。3は口縁部から体部の内外面に煤状炭化物が付着している。



第17図 S.I. 1309堅穴住居跡



第18図 S I 1309堅穴住居跡出土遺物

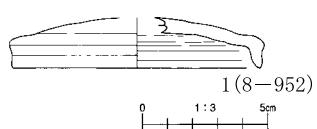
S I 1975堅穴住居跡（第19図、図版12）

調査地東側の第4層褐色土層面で検出された。

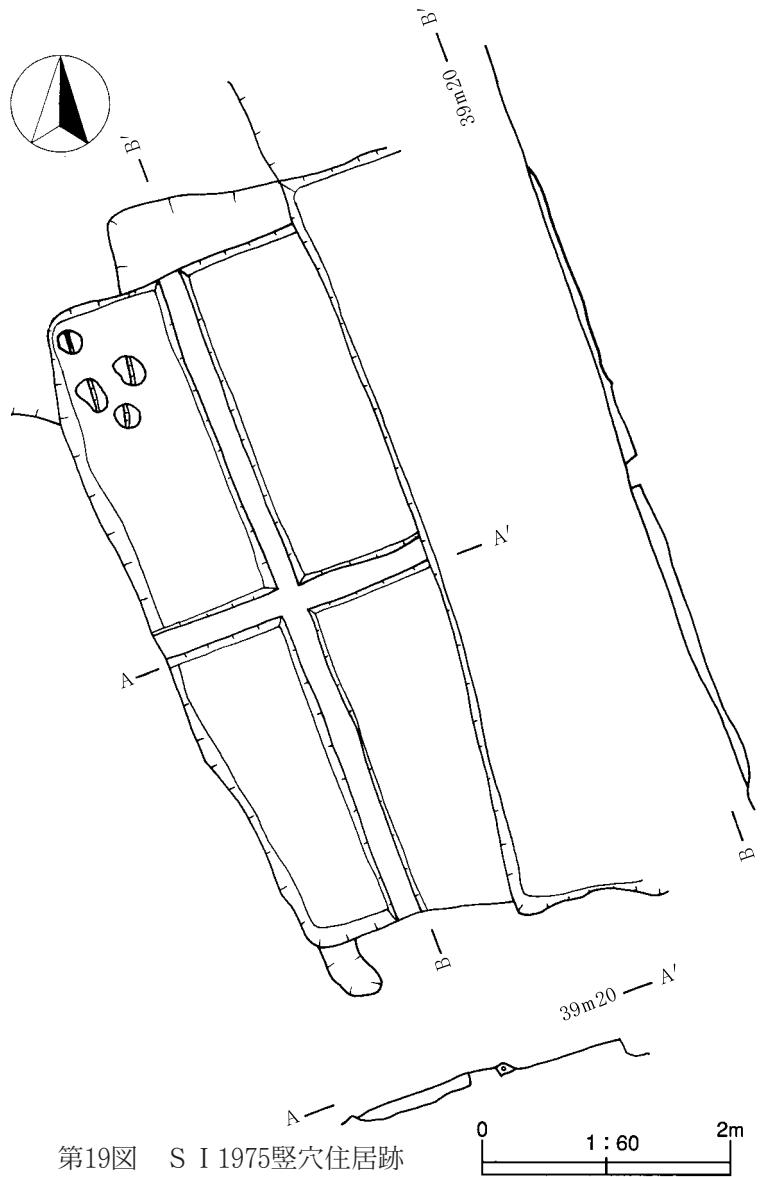
平面形は東西2.4m以上×南北5.5mの方形を呈し、住居東半部は削平により不明となっている。西壁は北で約23度西へ振れる。住居壁高は約12cmを計るが、削平により全体に浅くなっている。カマドの有無は不明である。SI1309、SD1974と重複し、SI1309より新しく、SD1974より古い。

S I 1975出土遺物（第20図、図版14）

陶器（1）：灰釉陶器瓶類の蓋破片で、つまみ部分が欠損している。外面に灰オリーブ色の釉がやや厚く掛かるが、施釉方法は不明確で、天井部切り離しも不明となっている。



第20図 S I 1975堅穴住居跡出土遺物



第19図 S I 1975堅穴住居跡

S I 1976豊穴状鍛冶工房跡（第21図、図版12）

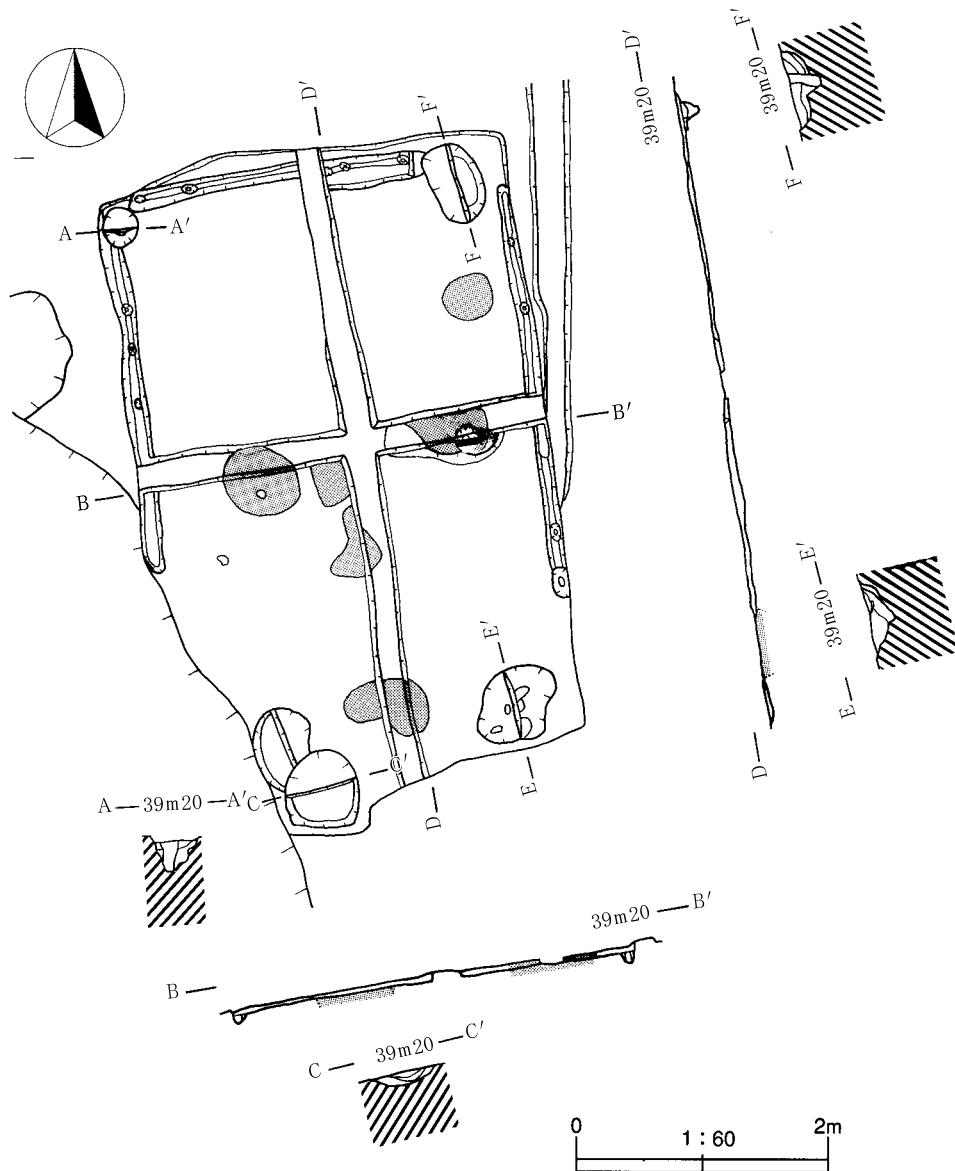
調査地中央の第4層褐色土層面で検出された。

平面形は東西3.3m以上×南北5.2m以上の長方形を呈する。西壁は北で約9度西に振れる。壁高は高い部分で10cmを計るが、削平により全体的に著しく浅くなっている。攪乱により不明となっている南西隅を除く隅部床面に直径30cm～60cmの円形もしくはゆがんだ円形の柱掘り方を伴う。壁際に幅12cm前後、深さ12cmの周溝を伴う。周溝底部には壁材と思われる小柱穴が一定間隔で検出される。カマドを伴わず、中央床面を中心にして6箇所の焼土面が認められることから、豊穴状工房と考えられる。SB1308、SB1967、SB1968と重複し、それより新しい。

S I 1976出土遺物（第22図、図版14・15）

1、3は床面、2、4は北東隅柱埋土出土である。また、埋土より鉄滓が出土している。

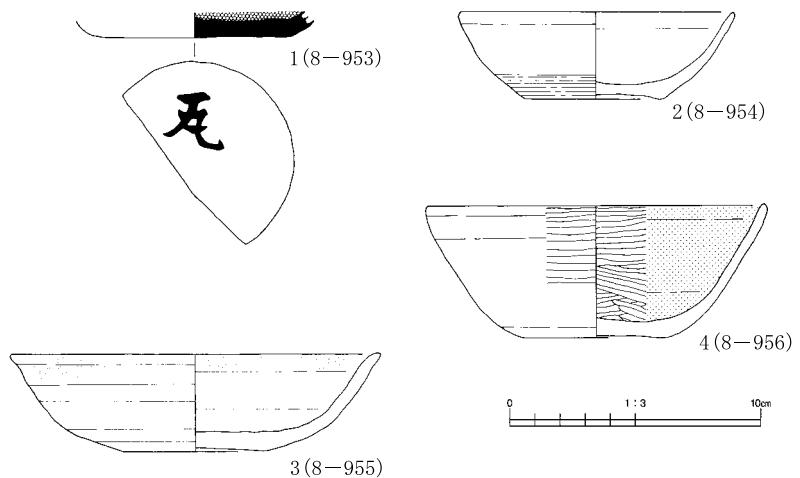
須恵器（1）：ヘラ切り撫で調整の壺底部である。内面底部を硯に転用している。底部外面に「瓦」の墨書きがある。



第21図 S I 1976豊穴状鍛冶工房跡

赤褐色土器（2、3）：2は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す壺である。3は糸切り無調整の壺で、口縁部の内外面に煤状炭化物が付着している。

土師器（4）：糸切り撫で調整の塊である。外面体部上半および内面口縁部から底部にかけて横方向のミガキ調整を施している。内面は黒色処理している。



第22図 S I 1976豊穴状鍛冶工房跡出土遺物

S I 1977豊穴住居跡（第23図、図版12）

調査地北側の第5層暗褐色土・褐色土層面で検出された。

平面形は東西3.4m×南北2.1m以上の方形を呈し、住居北側は調査区外となっている。西壁は北で約4度西へ振れる。住居壁高は約12cmを計るが、削平により全体に浅くなっている。壁際の床面には不規則な間隔で小柱穴を伴う。カマドを伴わない住居の構造や床面の状態などから仮設的な住居と考えられる。SI1979と重複し、それより新しい。

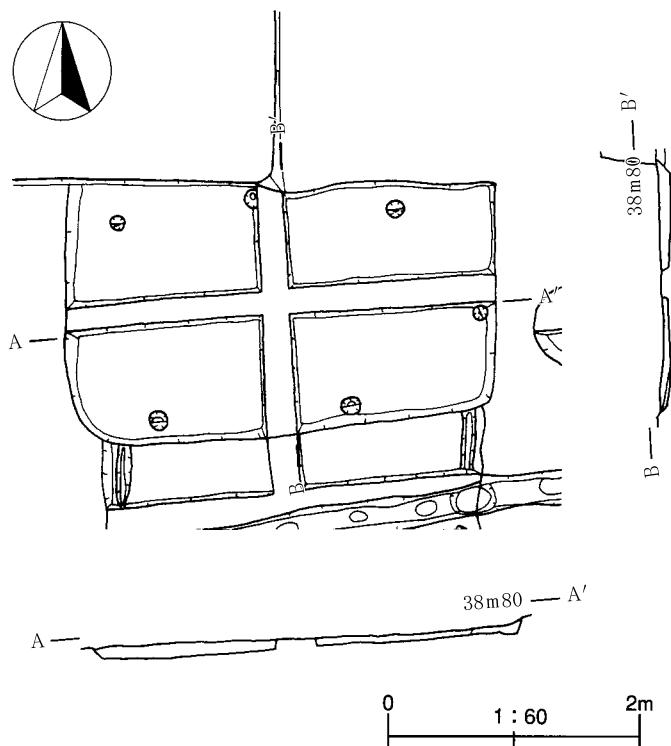
S I 1977出土遺物（第24図、図版15・21）

6は床面、1～5は埋土出土である。また、埋土より鉄滓が出土している。

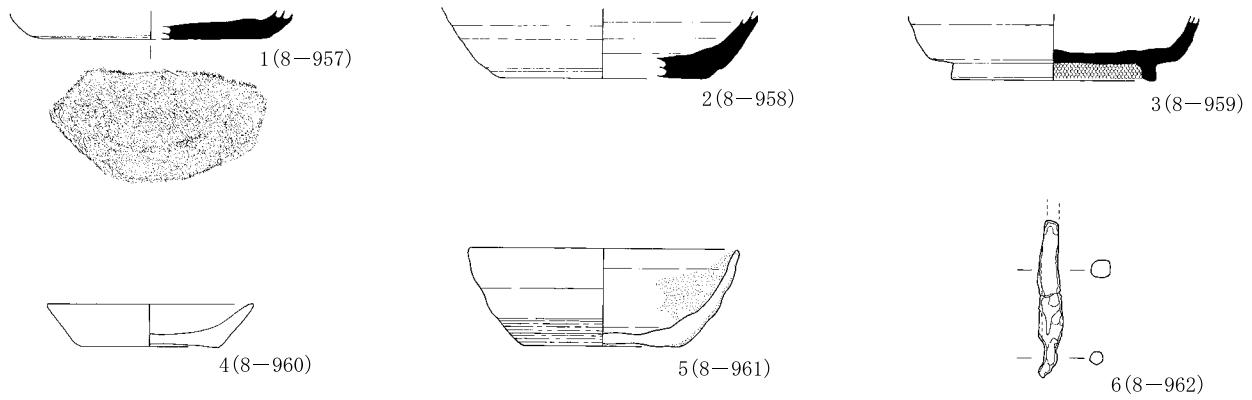
須恵器（1～3）：1はヘラ切り後、手持ちケズリ調整を施す壺底部である。2はヘラ切り撫で調整の壺である。3はヘラ切り後、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。

赤褐色土器（4～6）：4、5はヘラ切り撫で調整の小型壺である。製作技法は須恵器に類似するが、焼成は酸化炎焼成で赤褐色を呈する。6は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す壺である。

鉄製品（7）：鉄鎌である。先端部と茎部が欠損している。



第23図 S I 1977豊穴住居跡



第24図 S I 1977堅穴住居跡出土遺物

S I 1978堅穴住居跡（第25・26図、図版12）

調査地北側の第6層暗褐色土層面で検出された。

平面形は東西3.0m×南北2.1m以上の方形を呈し、住居北側はSI1977との重複により失われている。西壁は北で約4度西へ振れる。住居壁高は約12cmを計るが、削平により全体に浅くなっている。南辺を除き周溝が廻る。東辺南寄りにカマドを伴う。崩壊したカマド内からカマド前面にかけて、特殊な赤褐色土器小皿が一括廃棄されており、住居廃絶時に、祭祀行為が行われたものと判断された。SI1977、SK1983と重複し、SK1983より新しく、SI1977より古い。

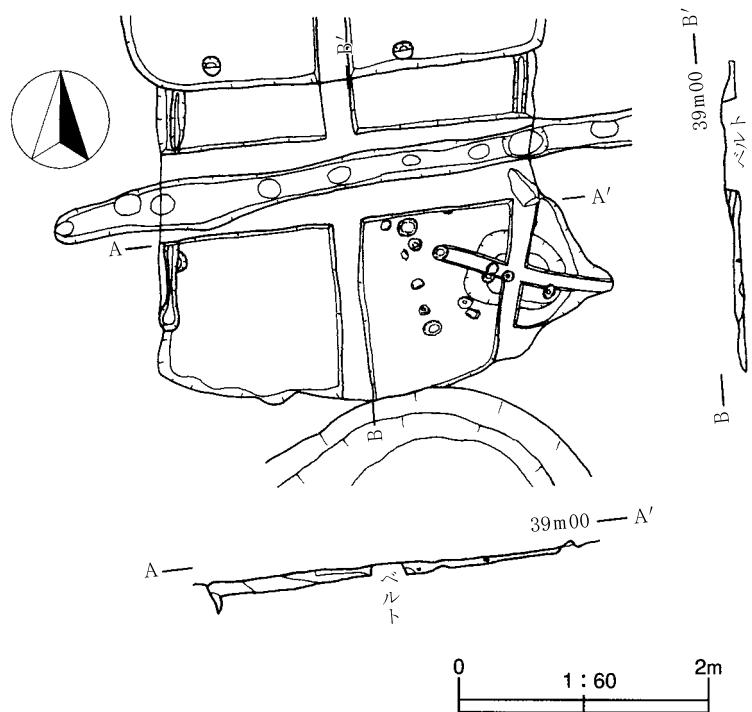
S I 1978出土遺物（第27・28図、図版15～18）

3、4、27、30は床面、1、2、24、25、29、31は埋土出土である。32はカマド袖部出土である。6、7、9、15、17、19～22はカマド前面埋土下層、5、11～14、23、28はカマド崩壊土、8、10、16、18、26はカマド前面床面の出土で一括廃棄によるものと考えられる。

須恵器（1～5）：1は糸切り後底部全周にケズリ調整を施す壺底部である。2はヘラ切り後撫で調整を施す壺で、口縁部の内外面と体部外面に煤状炭化物が付着している。3はヘラ切り後撫で調整を施す壺である。4は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋である。天井部内面を硯に転用している。5は天井部ヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す蓋である。天井部内面に「門」の墨書があり、口縁部の内外面には煤状炭化物が付着している。2と5は燈明皿としても使用されたと考えられる。

赤褐色土器（6～25）：6はヘラ切り後軽い撫で調整を施す小型壺である。

7、13、17はヘラ切り後丁寧な撫で調



第25図 S I 1978堅穴住居跡

整を施す小型壺で、8、9～12、14～15はヘラ切り後撫で調整を施す小型壺である。6、7、9～15、18～21には口縁部の内外面に煤状炭化物が付着しており、燈明皿として使用されたと考えられる。8、16、17についても完形ではないため、欠損した口縁部に燈明皿として使用痕跡があった可能性を残す。7～21については齊一性の強い土器であり、製作技法は須恵器壺に極めて類似するが、酸化炎焼成となっている特殊な小型壺である。22、23は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す壺である。24は底部全周から体部下端にかけてケズリ調整を施す型の壺で、底部切り離しは不明である。25は糸切り後、体部下半にケズリ調整を、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。

製作技法は須恵器に類似するが、焼成は酸化炎焼成で赤褐色を呈する。6は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す壺である。

土師器（26）：底部全周から体部下端にかけてケズリ調整を施す壺で、底部切り離しは不明である。内面に漆膜が付着している。体部内外面に二次加熱を受けている。

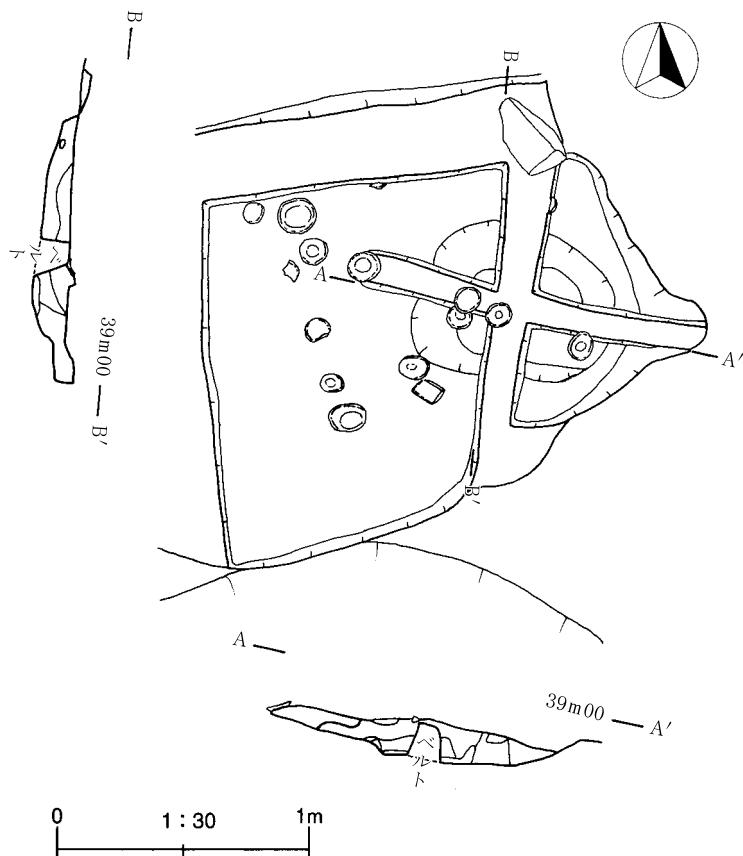
土製品（27）：断面が円形のフイゴ羽口である。

壇（28～32）：硬質で、青灰色を呈する壇である。

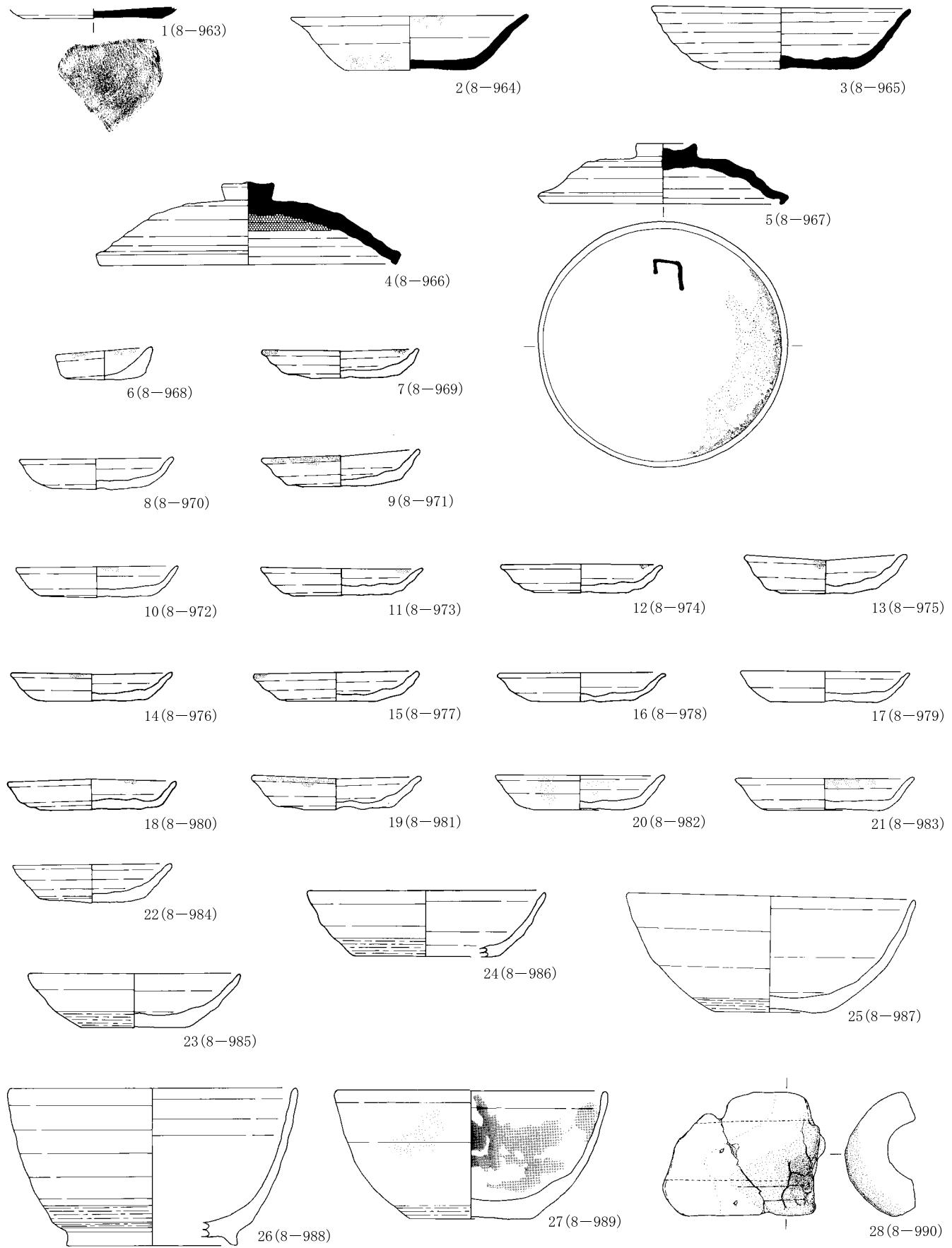
S I 1979堅穴住居跡（第29・30図、図版13）

調査地北側の第6層暗褐色土層面で検出された。

平面形は東西2.9m×南北3.0mのほぼ方形を呈する。西壁は北で約3度西へ振れる。住居壁高は約18cmを計るが、削平により全体に浅くなっている。東辺北寄りにカマドを伴い、カマド周辺を除き周溝が廻る。カマド前面の床面くぼみに須恵器壺類と赤褐色土器甕が一括で廃棄されており、住居廃絶時に、祭祀行為が行われたものと判断された。SA1970、SK1982と重複し、SK1982より新しく、SA1970より古い。

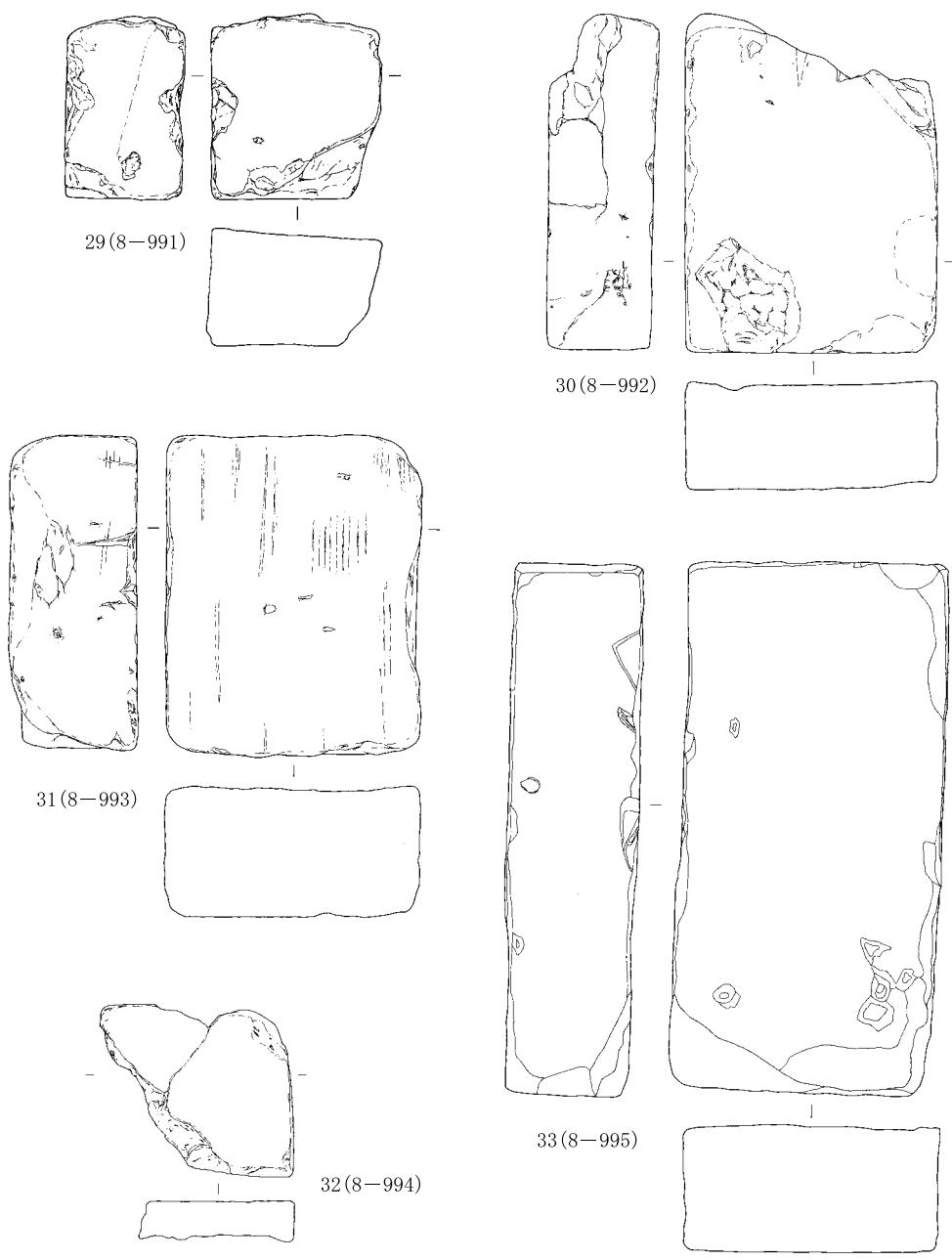


第26図 S I 1978カマド跡

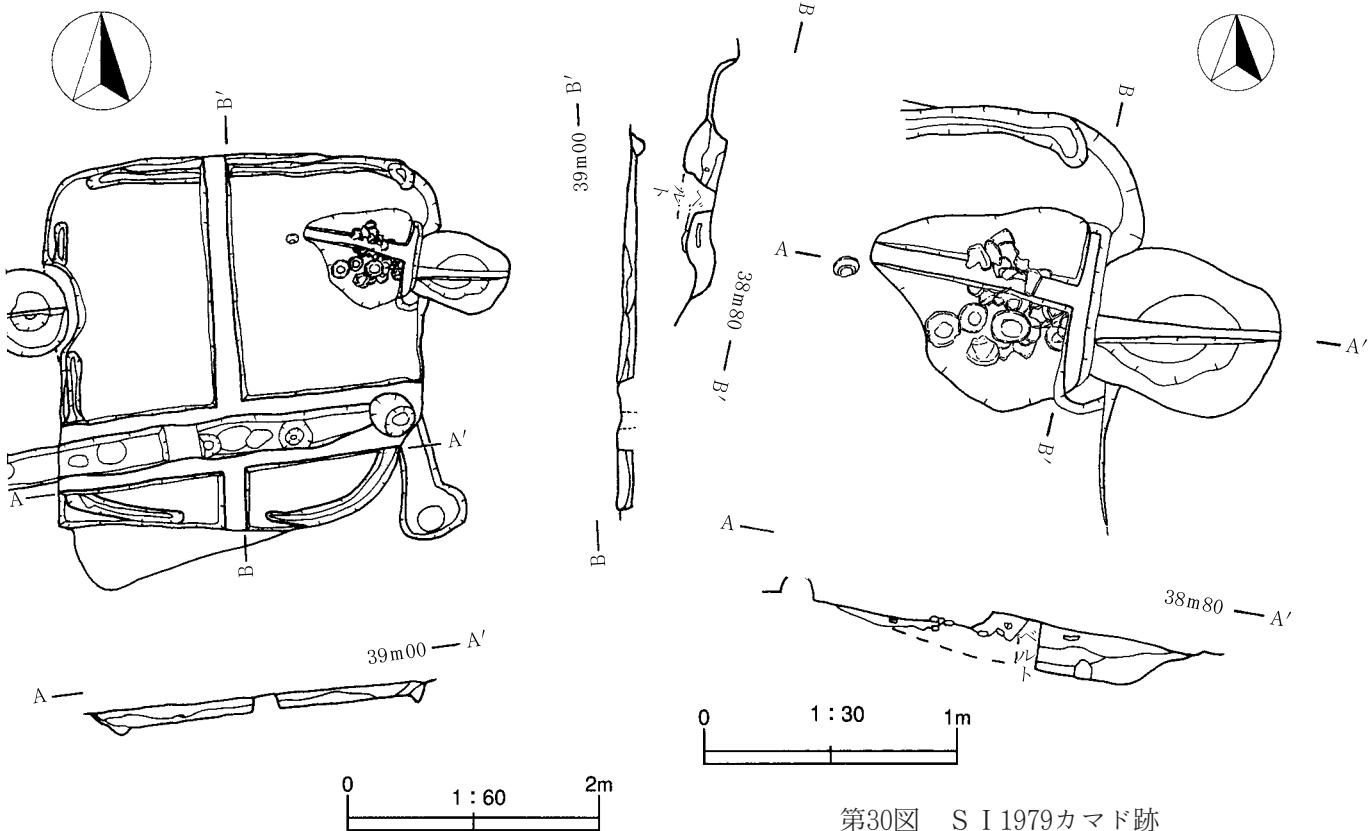


第27図 S I 1978堅穴住居跡出土遺物①

0 1:3 10cm



第28図 S I 1978豎穴住居跡出土遺物②



第30図 S I 1979カマド跡

第29図 S I 1979堅穴住居跡

S I 1979出土遺物 (第31・32図、図版19・20)

1、2、7、8、9、10はカマド前面床面くぼみ出土で一括廃棄によるものと考えられる。3、4は床面、5、6、11は埋土下層出土である。

須恵器（1～8）：1はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺で、底部内面に煤状炭化物が付着している。2はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。3、4はヘラ切り撫で調整の壺である。5～8はヘラ切り後、軽い撫で調整を施し、台取り付け後台周縁に撫で調整を施す台付壺である。8は底部内面を硯に転用し、口縁部の内面に煤状炭化物が付着している。1と8は燈明皿としても使用されたと考えられる。

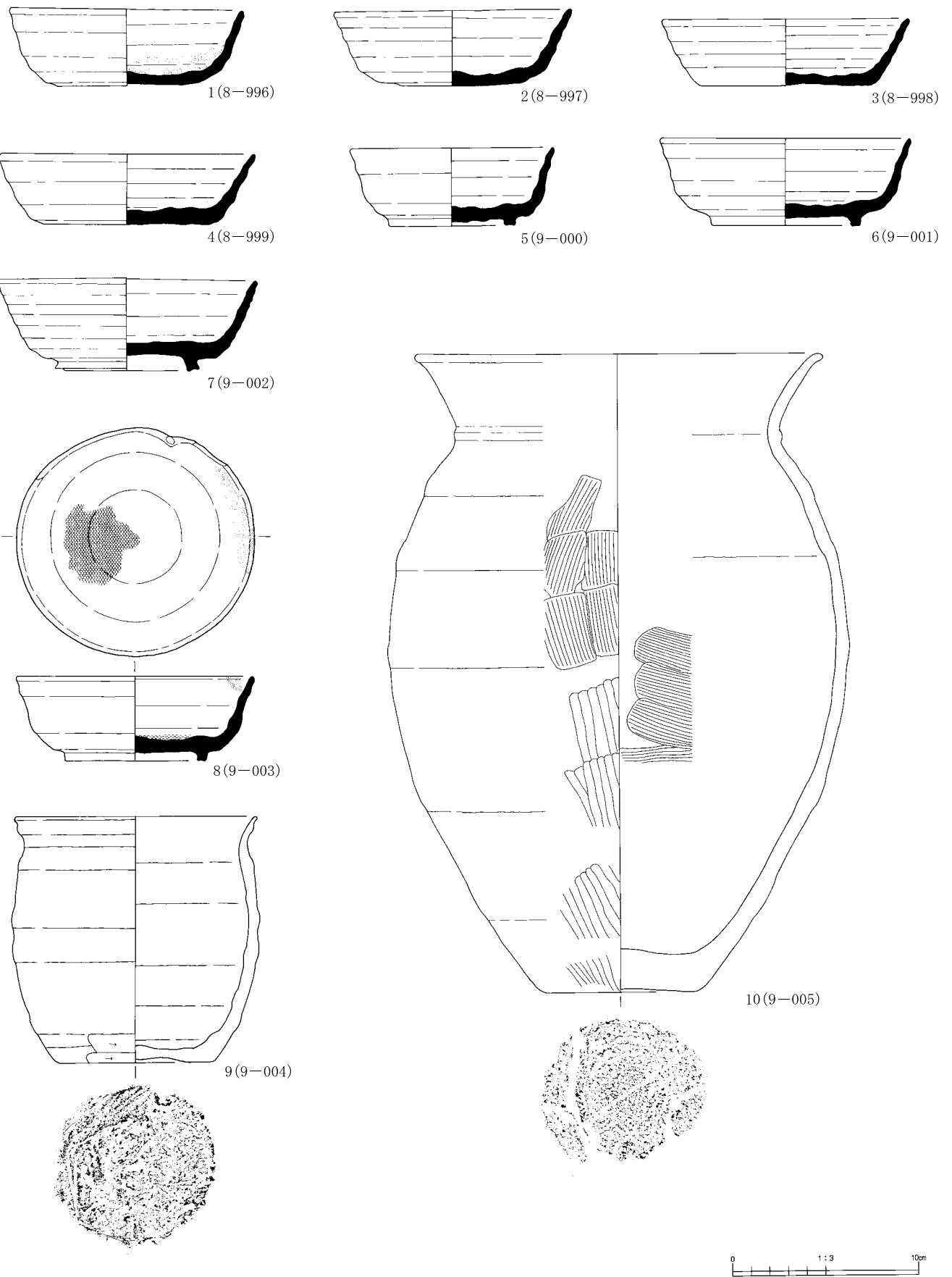
土師器（9）：非ロクロ成形の平底小型甕である。底部にヘラ状工具による撫で調整を施し、体部下端に手持ちケズリ調整を施す。

赤褐色土器（10）：底部に木葉痕を残す平底の長胴甕である。頸部に棒状工具による2段の沈線を伴う。口縁部から頸部の内外面にかけて撫で調整、体部内外面に刷毛目調整を施した後、体部下半にミガキ調整を施す。

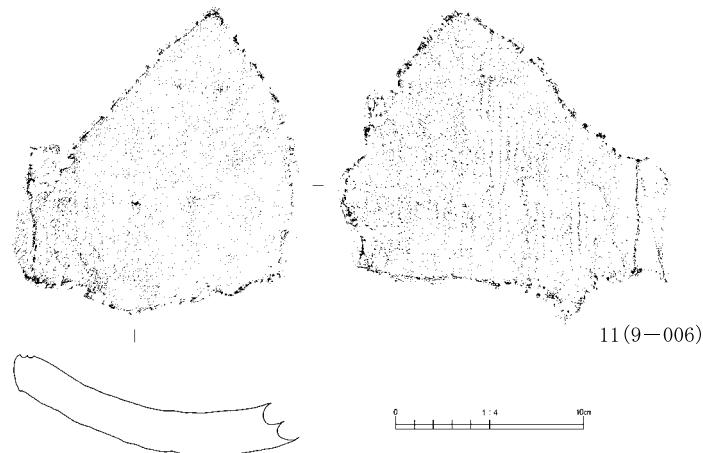
瓦（11）：一枚作りの平瓦破片である。凹面に布目痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。硬質で、灰白色を呈する。

S K 1980土坑 (第33図、図版5)

調査地南側の地山粘土層面で検出された。平面形は東西75cm、南北100cmの橢円形を呈し、深さ25cmである。埋土より骨片と炭化物が出土した。



第31図 S I 1979堅穴住居跡出土遺物①



第32図 S I 1979堅穴住居跡出土遺物②

S K1981土坑（第34図、図版13）

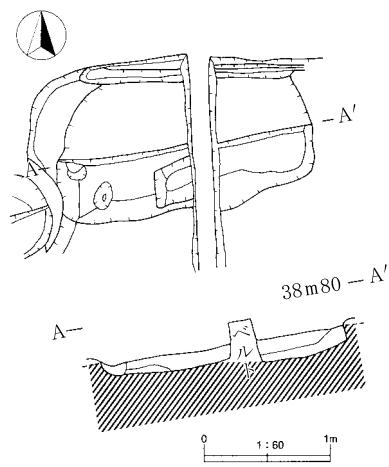
調査地北側の第8層明褐色粘土層面で検出された。東西60cm以上、南北200cmの不整形を呈し、深さ10cm前後である。

S K1982土坑（第35図、図版13）

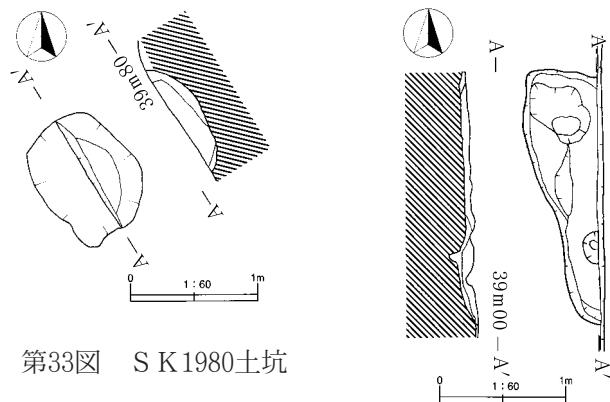
調査地北側のSI1978床面下より検出された。東西205cm、南北110cm以上の不整形を呈し、深さ10cm～20cmである。SI1978と重複し、それより古い。

S K1983土坑（第36図、図版13）

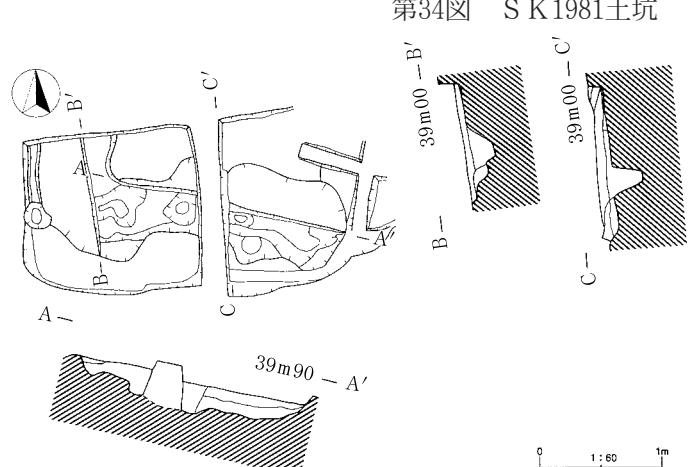
調査地北側のSI1979床面下より検出された。東西260cm以上、南北40cm～80cmのL字の溝状の不整形を呈し、深さ20cm～40cmである。土層断面観察からは、一度掘り直されていると推定される。SI1979と重複し、それより古い。



第35図 S K1982土坑



第33図 S K1980土坑



第36図 S K1983土坑

第34図 S K1981土坑

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序（第6図）

第91次調査地は畠地として利用されており、それ以前は西側を中心に土取りが行われていたと考えられる。削平と攪乱により北側を除き、耕作土下が直接地山粘土面となっている箇所が多い。遺物包含層の堆積が認められる北側を中心として、土地利用状況や遺構変遷を踏まえて調査地全体の基本層序をまとめると以下のようになる。

第1層 表土：調査前まで耕作されていた畠地の耕作土。

第2層 旧耕作土・旧畠地造成土：旧耕作土（2-1層）とその旧畠地造成土（2-2層）からなる。旧耕作土（2-1層）は近世から近代にかけての旧畠地耕作土。調査地南西側と東側に堆積する。旧畠地造成土（2-2層）は明褐色粘土・明黄褐色粘土・暗褐色土の混じりからなる近世から近代にかけての畠地造成土。畠耕作時の歴跡が検出された。調査地南西側にのみ堆積が認められる。土取り跡の覆土にもなっており、土取りが行われた後、畠地として造成したと考えられる。

第3層 褐色土層：最上層の古代の遺物包含層。調査地北側に堆積している。赤褐色土器片が混入する。SD1974の検出面。

第4層 褐色土層：調査地北側に堆積する。SA1972、SI1309、SI1975、SI1976の検出面。

第5層 暗褐色土・褐色土層：焼土・炭化物が混入する。調査地北側に堆積する。SI1977の検出面。

第6層 暗褐色土：焼土・炭化物が多量に混入する。調査地北側に堆積する。SB1967、SB1968、SA1970、SI1978、SI1979の検出面。

第7層 褐色土・明褐色粘土層：調査地北側に堆積する。SB1308、SA1971の検出面。

第8層 明褐色粘土層：調査地北側に部分的に堆積する。秋田出羽柵創建期の整地層となる可能性を考えられる。SK1981の検出面。

地山粘土層 明褐色粘土層：調査地全域で地山となっている。削平等により SB1146、SB1147、SA1142、SA1973、SK1980の検出面となっている。

各層出土遺物

第1層 表土出土・攪乱出土遺物（第37・38図、図版20）

1～3は表土出土、5、6は調査地中央の攪乱穴出土である。

磁器（1～3、5）：1は染付碗である。2は白磁碗で底部内面を蛇の目状に釉剥ぎしている。3は染付皿で底部内面を蛇の目状に釉剥ぎし、見込みにこんにゃく印判の五弁花文を染付けている。5は染付皿で底部内面に蕪と見込みに松竹梅を銅版刷りで染め付けている。口縁には口紅を施している。

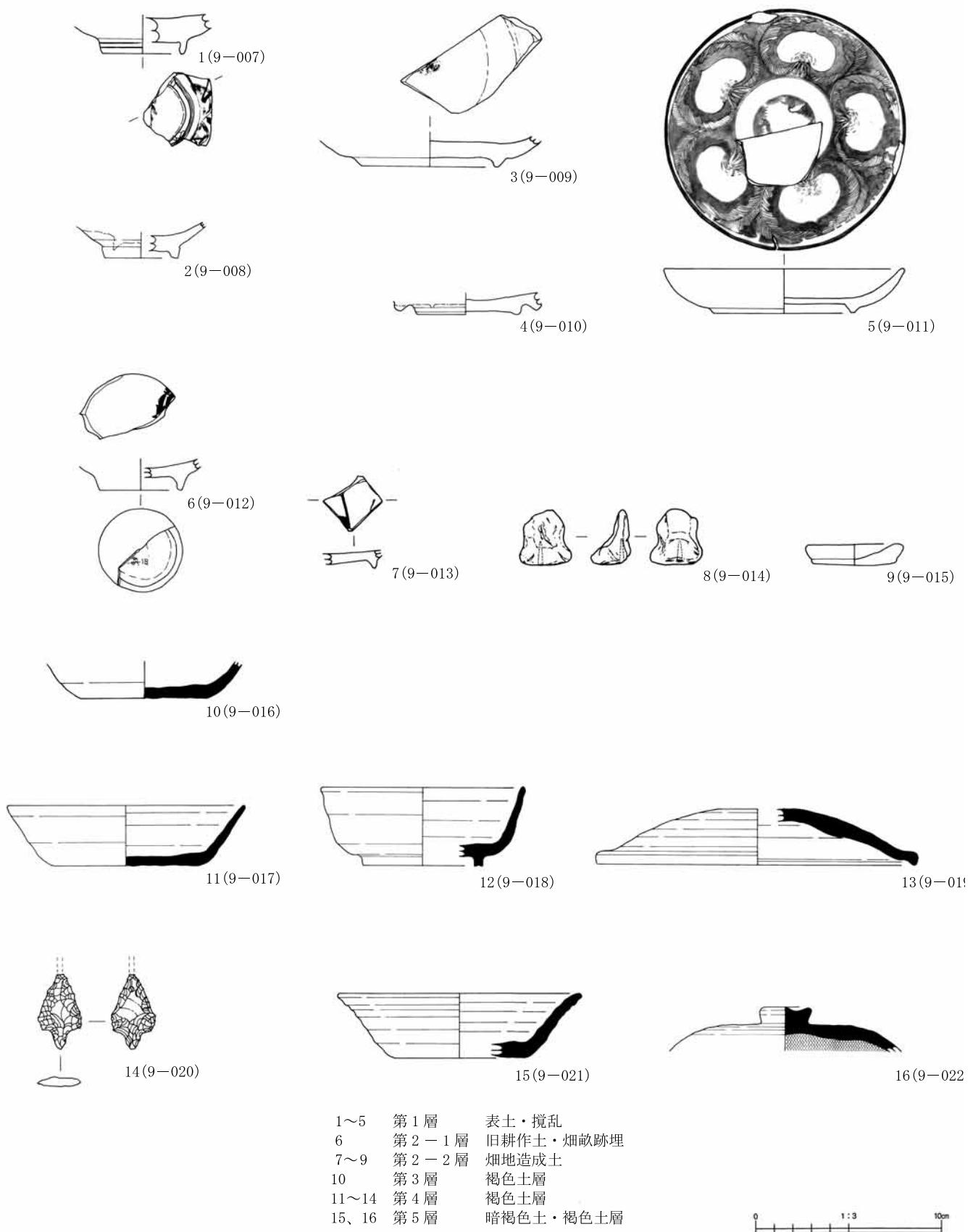
陶器（4）：土瓶の底部であり、底部は露胎で体部には鉄釉が施釉されている。

瓦（17）：一枚作りの平瓦破片である。凹面に布目痕、凸面に平行縄目叩き痕が認められる。軟質で、灰黄色を呈する。

第2層 旧耕作土・畠歴跡・旧畠地造成土出土遺物（第37図、図版20）

6は旧畠歴跡、7～9は旧畠地造成土出土である。

磁器（6、7）：6は青磁染付碗で、体部外面に青磁釉を施釉し、内面および底部外面は染付けとしている。

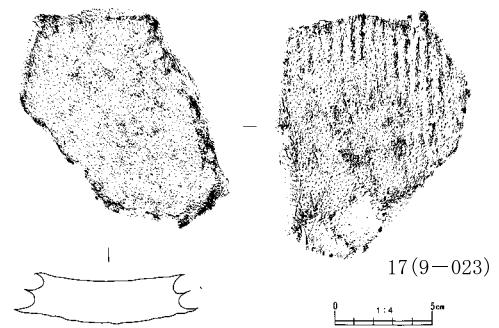


第37図 第1層～第5層出土遺物①

る。底部外面には「大明年製」と思われる銘がある。2は染付皿である。

土製品（8）：土人形である。頭部が欠損している。底部に穿孔が認められる。

赤褐色土器（9）：ヘラ切り後撫で調整を施す小型皿である。



第38図 第1層～第5層出土遺物②

第3層 褐色土層出土遺物（第37図、図版21）

須恵器（10）：ヘラ切り後軽い撫で調整を施す壺底部である。

第4層 暗褐色土・褐色土層出土遺物（第37図、図版21）

須恵器（11～13）：11はヘラ切り後軽い撫で調整を施す壺底部である。12はヘラ切り後に台周縁に撫で調整を施す台付壺である。13は天井部ヘラ切り後軽い撫で調整を施す蓋で、つまみ部分が欠損している。

石器（14）：石鏸で、先端部を欠く。半透明の頁岩を微細に押圧剥離して製作されている。

第5層 暗褐色土層出土遺物（第37図、図版21）

須恵器（15、16）：15はヘラ切り後撫で調整を施す壺である。16は天井部ヘラ切り後にケズリ調整を施す蓋であり、内面を硯に転用している。

III 考 察

1 第91次調査について

第91次調査地は、城外南東側に隣接する鶴ノ木地区の東部、史跡公園の一画で、畠地として利用されていた場所である。鶴ノ木地区中央建物群の東側、重要遺構である奈良時代の古代水洗便所跡の南側隣接地にあたる場所である。これまでの周辺調査では、南側で中央建物群を囲む平安時代の材木塀が検出されており、その区画施設の延長部分、北東コーナー部の存在も推定されている。

調査は、この地区の整備計画を踏まえて、遺構の遺存状況や水洗便所跡関連施設の有無も含めた周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、奈良時代の水洗便所跡関連施設は確認されなかったが、平安時代の材木塀区画施設の北東コーナー部分を確認した。その他にも、奈良時代の規模の大きい掘立柱建物跡や平安時代の掘立柱建物跡、平安時代の竪穴住居跡や鍛冶工房跡などが検出され、周辺の利用状況と変遷が把握された。また、竪穴住居跡のカマド付近からは土器を使用した祭祀跡も検出された。全体として掘立柱建物跡5棟、柱列跡1列、材木塀跡2条、溝跡1条、竪穴住居跡5軒、竪穴状鍛冶工房1棟、土坑4基、小柱掘り方群などの遺構が検出された。

それらの検出遺構については、出土遺物や検出層位、重複関係や方位等の検討から、年代や変遷の把握が可能である。以下、まず遺構変遷の前提となる遺物包含層の年代の検討を行った後、それらの検討を行い、調査地における利用状況の変遷や特徴等についてまとめることにする。

(1) 各遺物包含層の年代と性格について

表土からは、近世陶磁器として肥前IV期の染付皿や白磁碗が出土しており、第2層旧畠跡からは、近世陶磁器として肥前IV期の青磁染付碗が出土し、その下層旧畠地造成土からも近世陶磁器が出土していることから、調査地は、18世紀の江戸中期以降に畠地として利用されたと考えられる。また、調査地南西側においては、近世以降に土取りが行われ、その後畠地として利用されたと考えられる。なお、調査地中央の搅乱穴からは近代以降の肥前系染付皿が出土していることから、近代以降に土取りが行われたと考えられる。

古代の最上層の遺物包含層である第3層からは、9世紀第2四半期以降に位置付けられる底径比が縮小したヘラ切り軽い撫で調整の須恵器坏が出土しており、それ以降の堆積と考えられる（註1）。第4層褐色土からは、9世紀第2四半期に位置付けられる口径12.9cmのヘラ切り軽い撫で調整の須恵器坏が出土している。第5層暗褐色土・褐色土からは、9世紀第1四半期後半から第2四半期に位置付けられる口径13.3cmのヘラ切り撫で調整の須恵器坏が出土している。第4層と第5層には大きな時期差は存在せず、9世紀第2四半期頃に堆積したと考えられる。当該期には天長7年（830）大地震があり、鶴ノ木地区建物群第IV期として建て替えが行われ、周辺調査地では復興に伴う整地も確認されていることから、第4層と第5層はそれに該当する可能性が高い（註2）。

第6層以下から年代比定資料の出土はないが、第5層の下層となる第6層については、8世紀末から9世紀初めの鶴ノ木地区建物群第III期改修に伴う整地層となる可能性が考えられる。第7層と第8層については、8世紀の奈良時代に遡る堆積と考えられ、最下層の第8層については、遺物をほとんど包含しない状況から、秋田出羽柵創建期の整地層となる可能性が考えられる。

(2) 各遺構の年代と変遷について

主要遺構のうち建物の出土遺物や検出層位等について見ていくと、調査地中央の第7層面検出のSB1308掘立柱建物跡は、検出層位からは奈良時代に位置付けられる。出土遺物としては建物廃絶時の柱抜き取りから9世紀前半の赤褐色土器鉢が出土している。それのことから、SB1308掘立柱建物跡は、8世紀後半の鶴ノ木地区II期建物群に該当し、9世紀には廃絶したと考えられる。次に調査地中央の第6層面検出のSB1967掘立柱建物跡とSB1968掘立柱建物跡は、重複関係でSB1308より新しく、後述する9世紀第2四半期に位置付けられるSI1976堅穴状鍛冶工房跡よりも古いため、ともに9世紀第1四半期頃に位置付けられる。

主要遺構のうち堅穴住居等の出土遺物や検出層位等について見ていくと、調査地北側の第6層面検出のSI1978堅穴住居跡からは9世紀第1四半期に位置付けられる口径14.4cmのヘラ切り撫で調整の須恵器坏や、9世紀前半に位置付けられる赤褐色土器坏Bが出土している(註3)。同じく調査地北側の第6層面検出のSI1979堅穴住居跡については、廃絶時に赤褐色土器小型坏とともに9世紀第2四半期に位置付けられる赤褐色土器坏Bや底径比がやや縮小した土師器が出土している。SI1978とSI1979には出土土器には大きな時期は認められないが、住居自体が近接しており、カマド位置も異なることから、9世紀第1四半期から9世紀第2四半期にかけてSI1979からSI1978へ変遷したと考えられる。さらに第5層面検出のSI1979堅穴住居跡は、検出層位、住居壁の方位や住居形態などからSI1978廃絶後に建て替えられた仮設的住居と判断され、9世紀第2四半期に位置付けられる。

調査地中央の第4層面検出のSI1976堅穴状鍛冶工房跡からは、9世紀第2四半期に位置付けられる逆台形を呈する坏型の赤褐色土器坏Aが出土している。また、同じく調査地東側の第4層面検出のSI1309堅穴住居跡については、9世紀第2四半期に位置付けられる法量の縮小した口径12cm後半台のヘラ切り撫で調整の須恵器坏や、9世紀前半に位置付けられる赤褐色土器坏Bが出土している。SI1309と重複し、それより新しいSI1975堅穴住居跡はSI1309の存続年代等を考慮した場合、9世紀第3四半期以降に位置付けられると考えられる。

主要遺構のうち区画施設の出土遺物や検出層位等について見ていくと、調査地北側の第4層面検出のSA1972材木塀跡については、北東隅の丸太材抜き取りから9世紀第3四半期に位置付けられる成形や調整がやや粗雑化した須恵器台付坏が出土していることから、9世紀第2四半期から第3四半期にかけて存続した区画施設と考えられる。SA1972は南側に連続するSA1142材木塀の存在を考慮した場合、SI1976と位置的に重複することから、SI1976からSA1142へ9世紀第2四半期の限られた期間で変遷したと判断され、SI1976は改修等に伴う仮設的な工房跡と考えられる。

土坑については、ほとんど年代比定資料が出土しておらず、検出層位や重複関係から、第8層面検出のSK1981土坑については、8世紀代の奈良時代に遡ると判断される。また、各々SI1978とSI1979の床面下から検出されたSK1983土坑とSK1982土坑についても、重複したそれら住居の年代から、やはり8世紀代の奈良時代に遡ると判断される。SK1980土坑については、骨片と炭が出土している状況から火葬墓と判断され、秋田平野周辺における火葬墓の時期を考慮した場合、大きく9世紀代の平安時代以降に位置付けられる(註4)。

以上の主要遺構の年代を踏まえ、遺構の方位を見た場合、時期ごとに傾向とまとめが把握される。年代比定資料を欠く遺構についても、それにより年代的位置付けが可能である。

8世紀後半の鵜ノ木地区Ⅱ期建物群に該当するSB1308は南北柱筋が北で約6度東に振れている。調査地南西の地山粘土層面で検出されたSB1146掘立柱建物跡は北で約4度東に振れており、類似した建物方位となっていることから、東西棟建物という構造の類似も踏まえると同時期の建物と考えられる。

次に9世紀第1四半期のSB1968とSB1967は、新旧関係で古いSB1968は南北柱筋が北で約6度西に振れて、新旧関係で新しいSB1967は南北柱筋が北で約10度西に振れている。調査地南西の地山粘土層面で検出されたSB1147掘立柱建物跡は北で約4度西に振れており、従来の鵜ノ木地区Ⅱ群建物群のSB1351と類似した建物方位となっていることから、8世紀後半のなかでSB1146への建て替えが考えられる。

竪穴住居跡を見ると、9世紀第1四半期のSI1979は住居壁の南北方向が北で3度西に振れ、9世紀第2四半期のSI1978とSI1977は北で4度西に振れている。同じ9世紀第2四半期のSI1976では北で9度西に振れ、SI1309は北で15度西に振れている。9世紀第3四半期以降のSI1975は北で23度西に振れている。

区画施設で見ると9世紀第2四半期のSA1142は溝の南北方向が北で約13度西に振れ、SA1972は溝の東西方向が西で約13度南に振れている。SA1973は北で約24度西に振れることから、方位から9世紀第3四半期以降に位置付けられると考えられる。

以上のことから、奈良時代の8世紀代は北で西に約4度または北で東に約4度～6度振れる方位規制が存在し、平安時代に入り8世紀末から9世紀第2四半期にかけては北で西に約3度～6度振れる方位規制に大きく変化するが、9世紀第2四半期のSI1976段階でさらに北で西に約9度～15度振れる方位規制に変化する。その後9世紀第3四半期以降は北で西に約23度～24度振れる方位規制に変化する。方位規制からは8世紀末と9世紀第2四半期に大きな画期があり、それは従来の鵜ノ木地区における遺構変遷の画期や方位規制の変化とも一致する。8世紀末から9世紀第2四半期にかけての遺構は鵜ノ木地区建物群のⅢ期、9世紀第2四半期の画期は天長7年（830）大地震に該当し、それ以降の9世紀第2四半期の遺構は鵜ノ木地区建物群第IV期に該当すると考えられる。ただし9世紀第3四半期以降の遺構は、SA1142・SA1972より新しいSA1973区画施設の存在から、IV期の新しい段階、またはより新しい遺構期に位置付けられる可能性がある。

（3）調査地利用状況の変遷および性格について

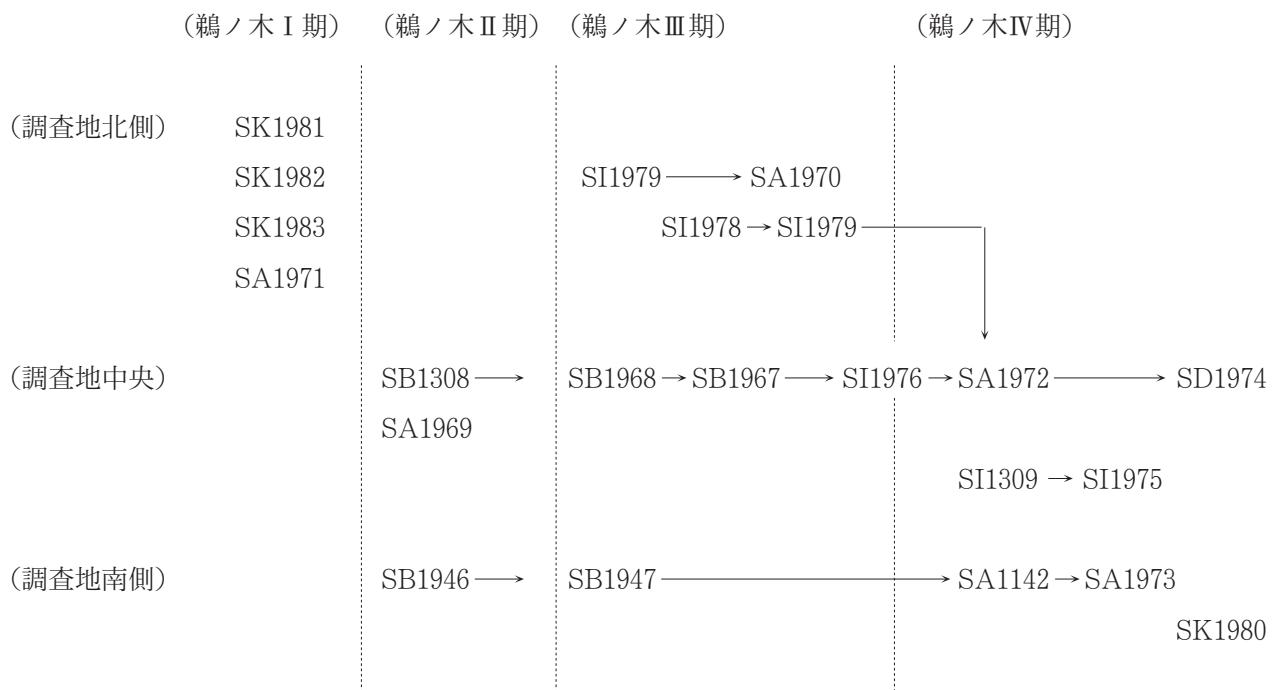
以上のような各検出遺構の年代等に基づき、調査地利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。

調査の結果、奈良時代については、調査地北側に隣接する水洗便所跡の関連施設は確認されなかった。調査地北側では8世紀代の遺構として土坑と小柱掘り方が検出されたが、水洗便所跡に直接関連しないと判断された。水洗便所が機能した奈良時代後半（8世紀後半）には、調査地中央に比較的規模の大きい東西棟掘立柱建物が存在し、また調査地南西側にも東西棟掘立柱建物が存在し、鵜ノ木地区Ⅱ期建物群の東側の一画として利用されることが判明した。

平安時代に入ると、8世紀末から9世紀初めにかけて中央の東西棟掘立柱建物跡は小規模な南北棟掘立柱建物に建て替えられる。調査地北側には9世紀第1四半期から第2四半期にかけて竪穴住居が造られ、一時居住域として利用される。それは9世紀第2四半期に天長7年（830）の天長大地震により廃絶する。地震復興期に一時的に調査地中央から北側にかけて仮設的住居や鍛冶工房が営まれ、その後材木塀が造られ、西側の四面庇堂風建物を中心とする鵜ノ木地区IV期建物群（9世紀第2四半期～後半）を囲む区画施設の北東コーナー部となるが、調査地東側の区画外は再び居住域として利用されるようになる。今回の調査成果により、IV期建物群を囲む材木塀区画施設は東西68m、南北48m以上であることが把握された。また、その西側

にIV期後半またはIV期より新しい段階に南北方向の材木塀の区画施設が新たに設けられることも判明した。

9世紀第1四半期から第2四半期にかけての竪穴住居カマド付近からは、住居廃絶時に、特殊な小皿などの土器が一括廃棄される形で祭祀行為が行われている状況が検出された。それらは、カマドで行われる点からは住居の廃絶儀礼、年代的に天長大地震により廃絶したと考えられる点からは地鎮に伴う祭祀行為とも考えられる。いずれにしても秋田城跡の他地区には見られない事例であり、鵜ノ木地区、特に当該期の四面庇堂風建物を中心とする鵜ノ木地区IV期建物群がもつ宗教性との強い関連が考えられる。



註1 これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づくものである。

小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして—」
『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究 第7号』1997年

「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海シンポジウムII・資料集一』1997年

秋田市「第7章 秋田城跡の発掘調査 九 秋田城跡出土の土器編年」『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年
また、以下の文章中の「底径比」は底径に対する口径の比率、底径指数を示すものである。

註2 秋田市「第7章 秋田城跡の発掘調査 五 鵜ノ木地区の調査」『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年

註3 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。

註4 秋田市「第4章 奈良・平安時代の墳墓遺跡」『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年

IV 秋田城跡環境整備事業

平成19年度の整備

秋田城跡総合整備活用推進事業として、昨年度に引き続き政庁域築地塀の復元整備を行うとともに、水洗廁舎復元と水洗廁舎の便槽・木樋などのレプリカ据付け委託を行った。

①政庁域の整備

政庁域の復元は、北東コーナー含む北辺部分11mと東辺49mの合計60mの築地塀と、すでに復元が終了している外郭東門からの大路が取付く政庁東門を復元の対象としているが、今年度は東辺部分の24mの築地塀復元を行った。

なお、復元過程に関する公開については、復元を始めた当初から築地塀積み土掘き固めの復元体験会を行っているが、今年度は15名の参加があり古代からの工法を体感した。

また、復元工事現場入り口に写真を掲示し復元工程等についての説明を行っているほか、請負業者の協力により見学者の安全に充分考慮した上で、随時見学が出来るような体制をとっている。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区 政 庁 域

名 称	区 分	規格寸法	数 量	金額（千円）	備 考
築地塀工事費					
	仮設工事		1式	1,679	素屋根、養生シート等
	基礎工事		1式	975	
	木 工 事		1式	3,858	木材組立、柱据付等
	屋根工事		1式	6,253	瓦葺、面戸・軒瓦漆喰塗等
	版築工事		1式	14,030	築地版築
	雑 工 事		1式	698	鳥除金網等
直接工事費計				27,493	

②水洗廁舎の復元

鶴ノ木地区で検出された水洗廁舎跡は、南側に庇を持つ二間・三間の掘立柱建物で、西側にある建物群から隠すための目隠し塀も確認されている。

この水洗廁舎跡については、上屋を持ちその内部構造や水洗式設備が機能的に整備されており、他の廁舎遺構と比べてもこのような遺構は他に類例がないこと。また、豚肉を常食とする人を中心宿主として感染する特異な存在の寄生虫卵の出土は、豚食の習慣が無い古代の日本においてその使用者が、豚食の習慣が見られる中国大陸からの来訪者である可能性も示唆するものであることから、秋田城の性格の一端を示すものであるとして復元することにしたのである。

今年度の整備として、コンクリート基礎の布設と一部材料購入およびその荒加工を行った。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区 鶴ノ木地区

名 称	区 分	規格寸法	数 量	金額(千円)	備 考
廁舎工事費					
	仮設工事		1 式	529	仮囲い、盛土等
	基礎工事		1 式	514	
	木 工 事		1 式	11,011	木材購入、荒加工
	金物工事		1 式	509	柱底緊結金物
直接工事費計				12,563	

③水洗廁舎便槽・木樋等レプリカ据付

水洗廁舎跡のなかには三つの便槽が配置され、その便槽から沼地側となる北側の斜面方向に傾斜角約6度の木樋が埋設されており、その先端の沼地部分に沈殿槽が掘られている。

昨年度、三つの便槽等についてそれぞれ発掘された状態、完全復元状態、水を流す体験ができるようにしたもののがレプリカを製作したが、本年度はその据付を行った。

据付にあたっては、遺構の保存、発掘成果との整合性を確認する意味から、再発掘を行い遺構確認を行ったうえで実施した。



政庁域築地積み土体験



政庁域築地堀瓦葺き状況（北から）



廁舎木桶レプリカ彩色状況



廁舎木桶等レプリカ据付け完成（北西から）



廁舎原寸検査



廁舎木材検査

V 秋田城跡保存活用整備事業

史跡秋田城跡を、市民の郷土学習の場として有効活用を図るために、平成19年度は下記の事業を実施した。

1 学習講座（6月4日～6月6日）

一般市民を対象に、秋田城跡全般について、発掘調査成果、文献史料、環境整備事業等を学んでもらう市民講座を開催した。郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図るとともに、ボランティアガイド養成講座も兼ねて実施された。参加者26名。

2 史跡探訪会（6月29日）

一般市民を対象に、史跡内の植物等自然環境の観察会を開催した。市街地内にありながら、良好に保存された自然環境の観察を通じ、史跡指定による環境保全の側面も理解してもらうことを目的とし、史跡内を散策し、植物観察等を行った。参加者19名。

3 第91次発掘調査現地説明会（7月14日）

鶴ノ木地区東部での発掘調査の成果を公開した。参加者96名。

4 史跡秋田城跡パネル展（7月25日～8月19日・秋田市民俗芸能伝承館旧金子家住宅）

一般市民や観光客を対象に、これまでの発掘調査成果や環境整備の状況に関するパネル展を、市街地の展示施設で開催した。発掘調査成果を公開し、情報発信を行うことにより、広く秋田城跡の周知を図る目的で開催され、期間中1,900名が見学した。

5 史跡秋田城跡パネル展（8月21日～9月20日・ポートタワーセリオン）

一般市民や観光客を対象に、これまでの発掘調査成果や環境整備の状況に関するパネル展を、市街地の観光施設の展示会場で開催した。発掘調査成果を公開し、情報発信を行うことにより、広く秋田城跡の周知を図る目的で開催され、期間中の施設入場者は23,471名であった。

6 史跡散策会（9月15日）

一般市民を対象に、ボランティアガイドの説明による史跡内の散策会を開催した。ボランティアと協働し、郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図る目的で開催され、復元整備された史跡公園を中心に散策と解説を行った。参加者14名。

7 東門ふれあいデー（10月7日）

秋田城跡外郭東門周辺を会場として、史跡の保護と活用を推進するため、地域住民と共同で各種イベントを開催した。ボランティアガイドの会等関係団体、地域住民による支援団体、地元町内会からなる実行委員会の主催、運営で行われ、調査事務所としては情報発信のためのパネル展示、のぼりの製作・活用、リーフレットの配布等を行った。

8 出前講座（11月6日）

史跡近隣の高清水小学校6年生を対象に、秋田城跡について、出土遺物や遺構スライド等を用い解説する講座を実施した。近隣の小学校生徒に秋田城跡への関心や理解を深めてもらう機会とするため、郷土学習の授業の一環として調査事務所職員が講師となり授業を担当した。参加生徒数78名。

9 築地塀復元体験会（12月8日）

政庁域築地塀復元整備事業の公開と、築地塀の積み土体験会を開催した。



1 学習講座開催状況



2 史跡探訪会開催状況



3 第91次発掘調査現地説明会



4 史跡秋田城跡パネル展開催状況



5 史跡秋田城跡パネル展開催状況



6 史跡散策会開催状況



7 東門ふれあいデー開催状況



8 出前授業開催状況

VI 秋田城跡現状変更

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡の発掘調査や環境整備事業、史跡の管理・活用の他に、現状変更に伴う調査を実施して、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。しかし、史跡内は歴史的・自然的環境を活かすと同時に、居住地であることから住民のより良い住環境の整備も必要であり、史跡内の現状を変更する必要性も生じてくる。そこで、やむなく史跡内の現状を変更する場合は、秋田市教育委員会が窓口となって申請者及び関係機関と史跡保護のための協議を慎重に行い、史跡への影響がない範囲で最小限の対応を行っている。

平成19年度の現状変更申請は20件であったが、掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を、その他については発掘調査を行って対応した。その内容は下記のとおりである。

- ①民間工事14件…住宅新築工事（4、11）、住宅増改築工事（11）、住宅等解体工事（6、10、13、15、16）、
　　住宅外構工事（5、7、17）、上下水道工事（8）、電柱移設工事（14）
- ②公共工事2件…水道工事（12）、急傾斜地保全工事（1）
- ③史跡の保護や保存に係わるもの1件…発掘調査（1）

現 状 変 更 一 覧

番号	申 請 者	申 請 地	変 更 事 項	申 請 日	許 可 番 号	対 応
1	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内鵜ノ木223番1号、224番、222番2号、230番2号地内	発掘調査	平成19年2月8日	18委庁財第4の2122号 平成19年3月29日	発掘調査
2	個人	秋田市将軍野南一丁目地内 212番67号、12号、70号	住宅新築工事	平成19年4月16日	秋市教指令第10号 平成19年4月18日	立会調査
3	個人	秋田市寺内堂の沢二丁目 67番1号、67番2号	住宅新築工事	平成19年5月7日	秋市教指令第215号 平成19年5月7日	立会調査
4	個人	秋田市寺内鵜ノ木91番	住宅増築工事	平成19年6月26日	19委庁財第4の712号 平成19年6月26日	立会調査
5	東部ガス株式会社 秋田支社長	秋田市寺内神屋敷 15番24号～15番26号	住宅新築に伴う外 構工事	平成19年7月5日	秋市教指令第276号 平成19年8月29日	立会調査
6	個人	秋田市寺内高野100番7号	住宅改築工事	平成19年7月24日	秋市教指令第242号 平成19年7月24日	立会調査
7	秋田市上下水道事業管理 者	秋田市寺内堂の沢、児桜、 鵜ノ木地内	配水管布設替え工 事	平成19年7月24日	秋市教指令第243号 平成19年7月30日	立会調査
8	東部ガス株式会社 秋田支社長	秋田市寺内大畑1番14号、 堂の沢2丁目16番19号	埋設ガス管の入れ 替え工事	平成19年7月25日	秋市教指令第244号 平成19年7月25日	立会調査
9	緑保全育成協議会 会長	秋田市将軍野南一丁目地内	植栽整備	平成19年9月25日	19委庁財第4の1290号 平成19年10月30日	立会調査
10	個人	秋田市寺内鵜ノ木210番1号	住宅解体工事	平成19年9月27日	秋市教指令第253号 平成19年9月27日	立会調査
11	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	秋田市寺内大畑地内	通信管路埋設及び 電柱建設	平成19年10月1日	秋市教指令第254号 平成19年10月2日	立会調査
12	個人	秋田市寺内桜二丁目14番13 号	住宅解体工事	平成19年10月10日	秋市教指令第255号 平成19年10月10日	立会調査
13	東部ガス株式会社 秋田支社長	秋田市寺内高野3番27号	ガス管入れ替え工 事	平成19年10月10日	秋市教指令第257号 平成19年10月15日	立会調査
14	秋田県知事	秋田市寺内鵜ノ木101番3号	急傾斜地法面保護 工事	平成19年10月30日	19委庁財第4の1492号 平成19年11月29日	立会調査
15	東北電力株式会社 秋田営業所 所長	秋田市寺内焼山18番地地内	電柱及び支線の撤 去工事	平成19年10月31日	秋市教指令第260号 平成19年11月2日	立会調査
16	秋田市上下水道事業管理 者	秋田市将軍野南一丁目地内	配水管整備工事	平成19年11月14日	秋市教指令第263号 平成19年11月15日	立会調査
17	個人	秋田市寺内鵜ノ木210番8号	住宅新築工事	平成19年12月3日	秋市教指令第267号 平成19年12月4日	立会調査
18	個人	秋田市寺内鵜ノ木258番3号	住宅新築工事	平成19年12月10日	秋市教指令第268号 平成19年12月11日	立会調査
19	個人	秋田市寺内鵜ノ木258番3号	給排水管布設工事	平成20年2月4日	秋市教指令第4号 平成20年2月6日	立会調査
20	個人	秋田市寺内鵜ノ木210番9号	住宅新築工事	平成20年2月22日	秋市教指令第7号 平成20年2月25日	立会調査



第91次調査地 全景（南西から）

図版 1



調査地 中央～北側 全景（南から）



調査地 中央～北側 全景（東から）

第91次調査地
調査前状況（南西から）



第91次調査地
調査前状況（北東から）



調査地中央～北側 畑畝跡・上層および重複関係上位遺構検出状況
(南から)



調査地南西側
畑畝跡掘り下げ後の状況
(南から)



調査地中央攪乱 (土取り穴)
(南から)



調査地中央攪乱断面
(南から)



調査地中央～北側 第4層面遺構全景（南から）



調査地中央～北側 第6層面遺構全景（南から）

図版5



調査地中央～北側 第7層～地山面遺構全景（南から）



調査地全景（南西から）

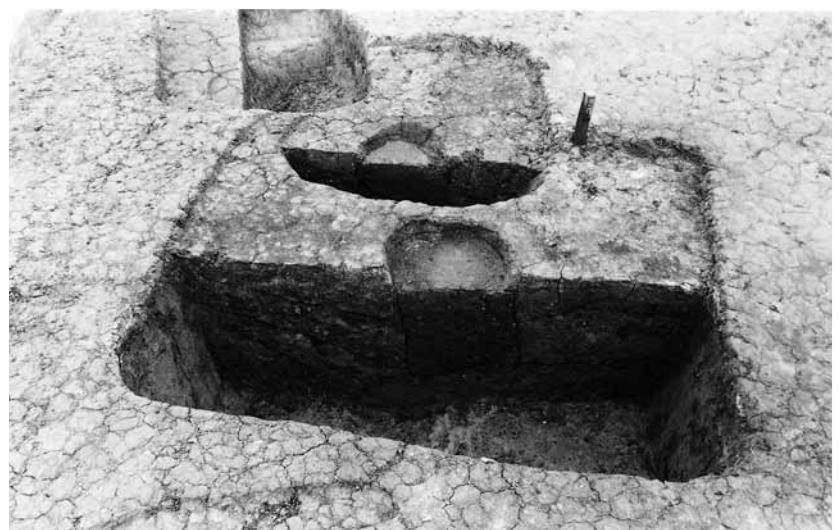
図版 6



上：S B 1308掘立柱建物跡
S A 1969柱列（東から）



S B 1308柱掘り方断面
(南桁行西から 1 番目)
(南から)



S B 1308柱掘り方断面
(南桁行西から 4 番目)
(南から)

図版 7



S B 1308柱掘り方断面
(北桁行西から 4 番目)
(南から)



S B 1146・S B 1147掘立柱建物跡
(南から)



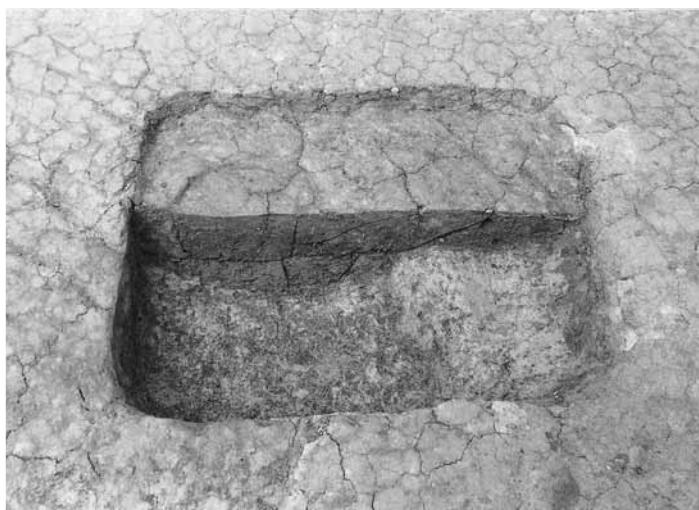
S B 1147柱掘り方断面
(北桁行東から 5 番目) (南から)



S B 1146柱掘り方断面
(北桁行東から 5 番目) (南から)



S B 1967・S B 1968掘立柱建物跡（南から）



左上：S B 1967・S B 1968柱掘り方断面（東から）

S B 1967（東桁行南から 2 番目）

S B 1968（東桁行南から 1 番目）

右上：S B 1967・S B 1968柱掘り方断面（東から）

S B 1967（東桁行南から 4 番目）

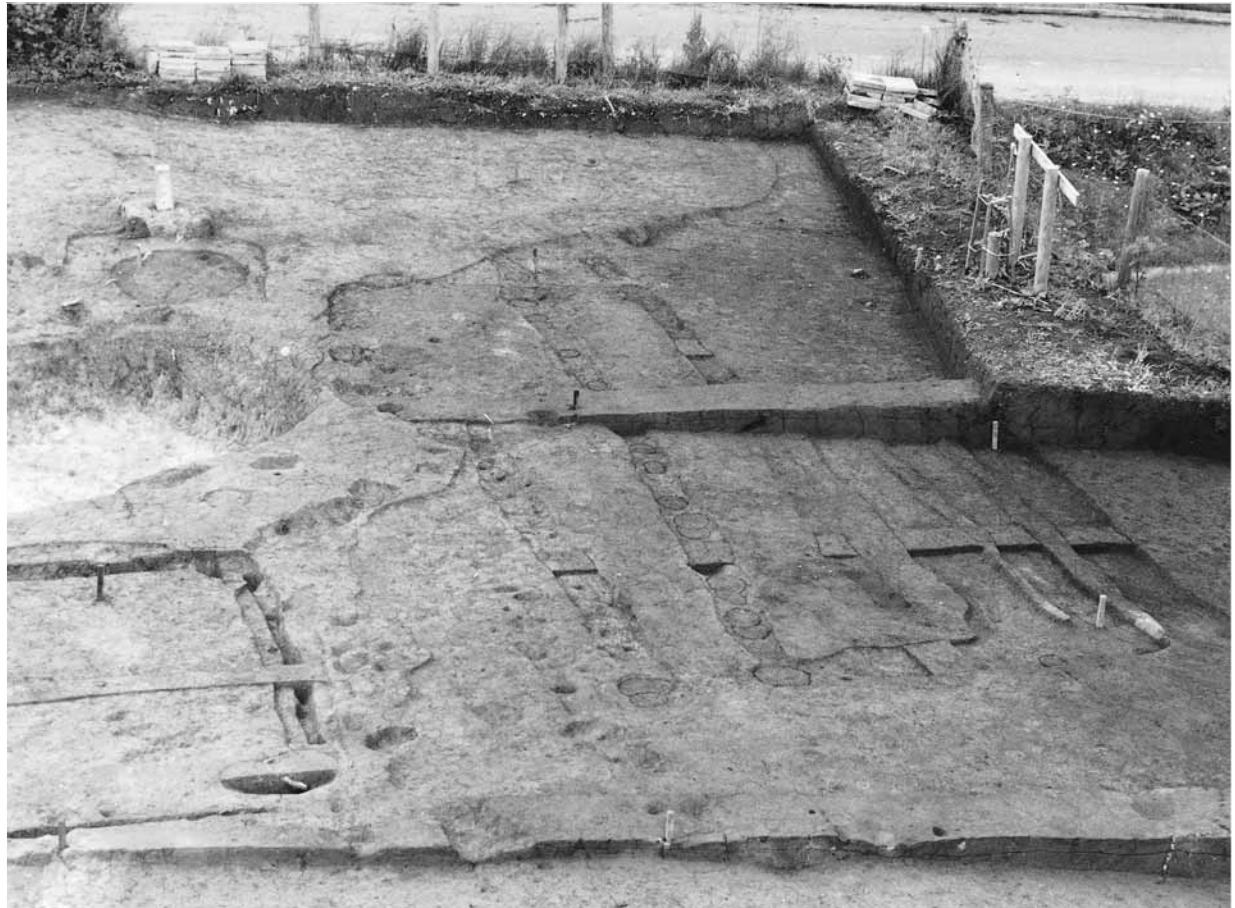
S B 1968（東桁行南から 3 番目）

右下：S B 1967・S B 1968柱掘り方断面（東から）

S B 1967（西桁行南から 2 番目）

S B 1968（西桁行南から 1 番目）





左上：S A 1972材木堀跡
(東から)

左：S A 1972・S A 1142材木堀跡
(東から)

左下：S A 1972布掘り溝跡断面
(東から)

右下：S A 1972北東隅柱掘り方断面
(東から)





S A 1973材木塹跡
(南から)



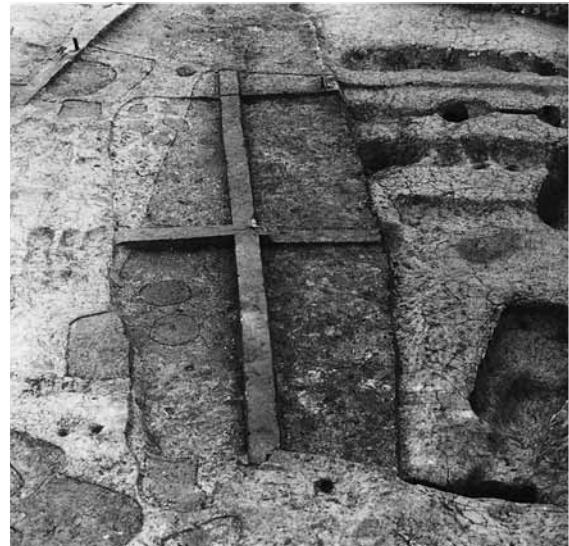
S A 1970柱列
(南から)



S D 1974溝跡
(東から)



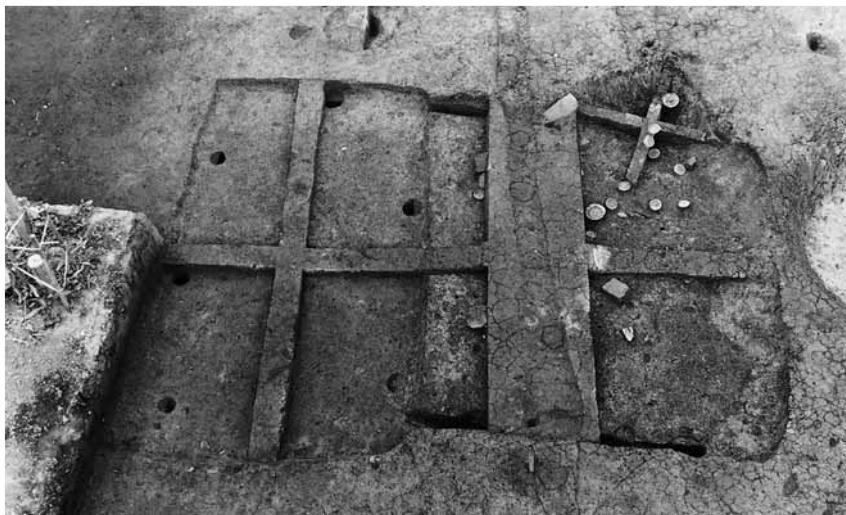
S D 1974溝跡断面
(南から)



右上：S I 1975堅穴住居跡（南から）
左上：S I 1309堅穴住居跡（南から）



S I 1976堅穴状鍛冶工房跡（南から）

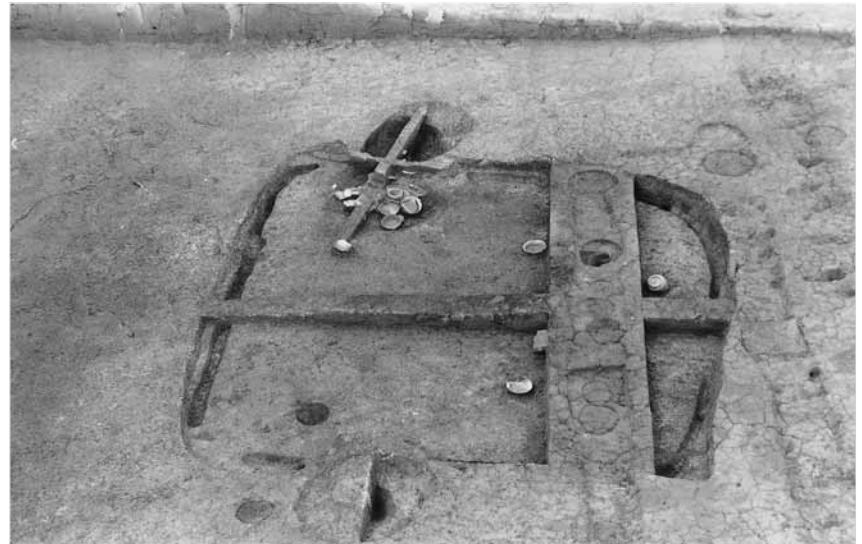


S I 1977堅穴住居跡・S I 1978堅穴住居跡
(西から)



S I 1977カマド跡（南東から）

図版12



S I 1979堅穴住居跡
(西から)



S I 1979カマド跡
(西から)



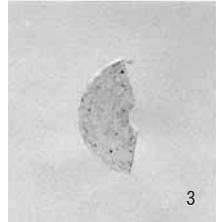
S I 1977～S I 1979床面掘り下げ後 S K1981～S K1983土坑（南から）



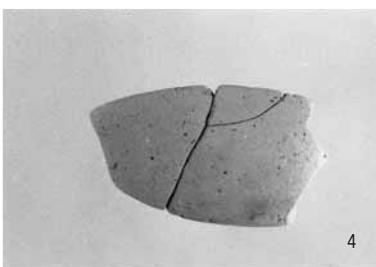
1



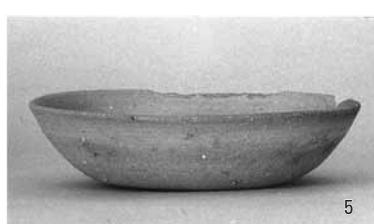
2



3



4



5



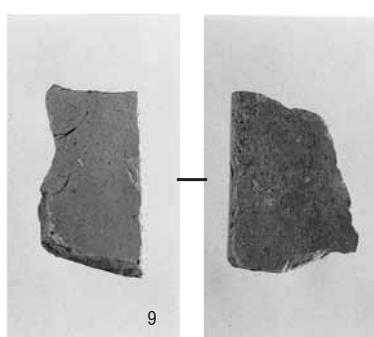
6



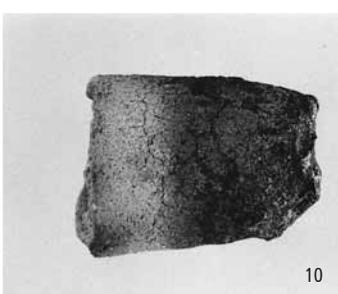
7



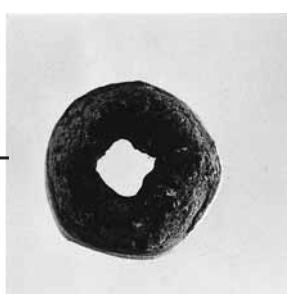
8



9



10



11

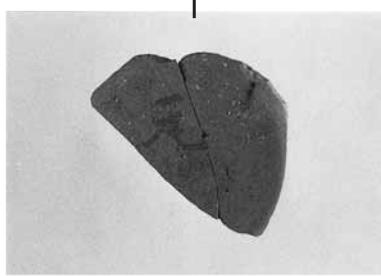


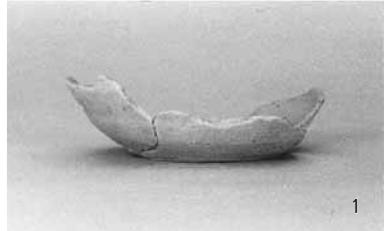
12



第91次調査

- | | |
|--------|----------|
| 1 | S B 1308 |
| 2 | S A 1972 |
| 3 | S D 1974 |
| 4 ~ 10 | S I 1309 |
| 11 | S I 1975 |
| 12 | S I 1976 |





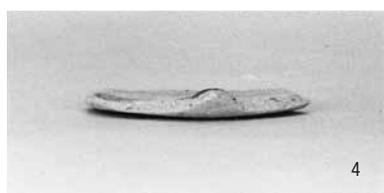
1



2



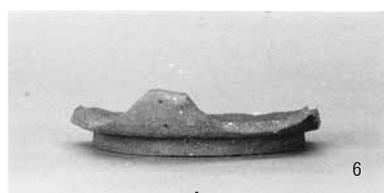
3



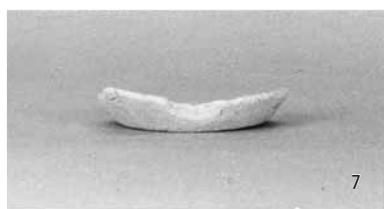
4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



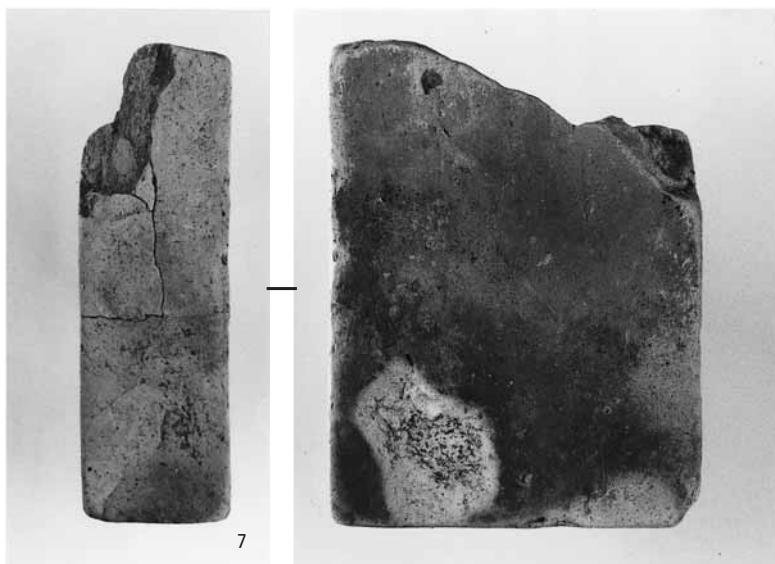
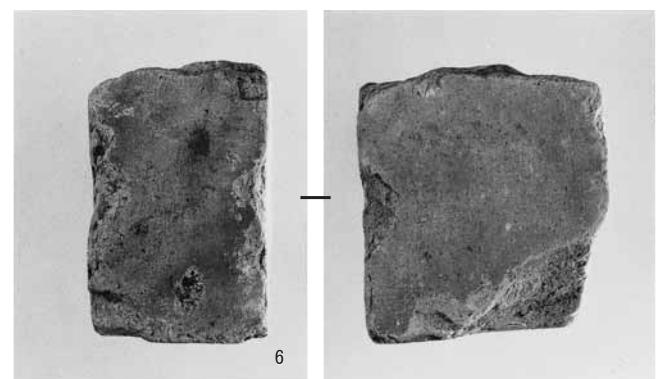
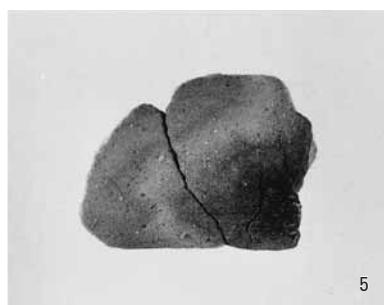
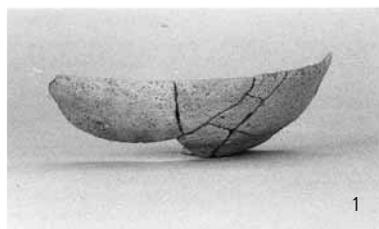
1 ~ 3 S I 1976
4 ~ 9 S I 1977
10~13 S I 1978

図版15

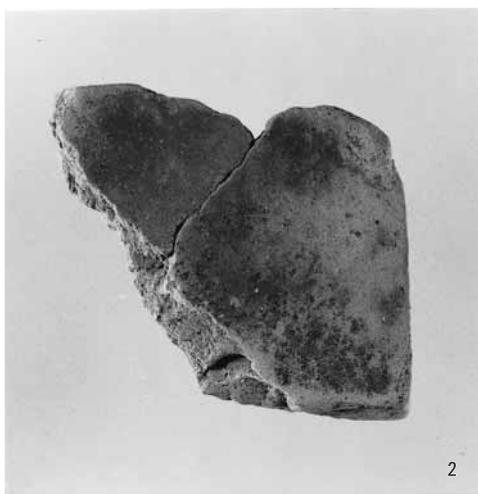
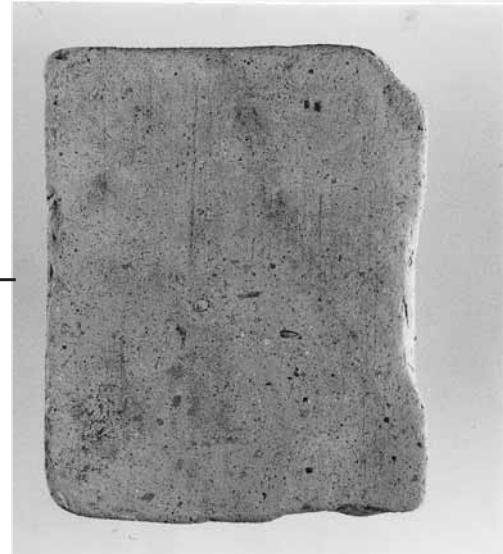


1 ~19 S I 1978

図版16



1～5 S I 1978①
6、7 S I 1978②



1 ~ 3 S I 1978②



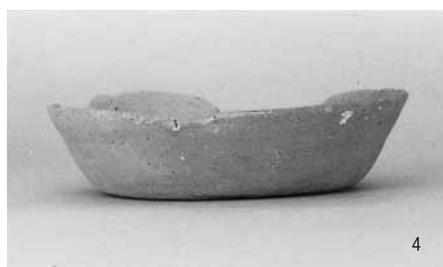
1



2



3



4



5



6



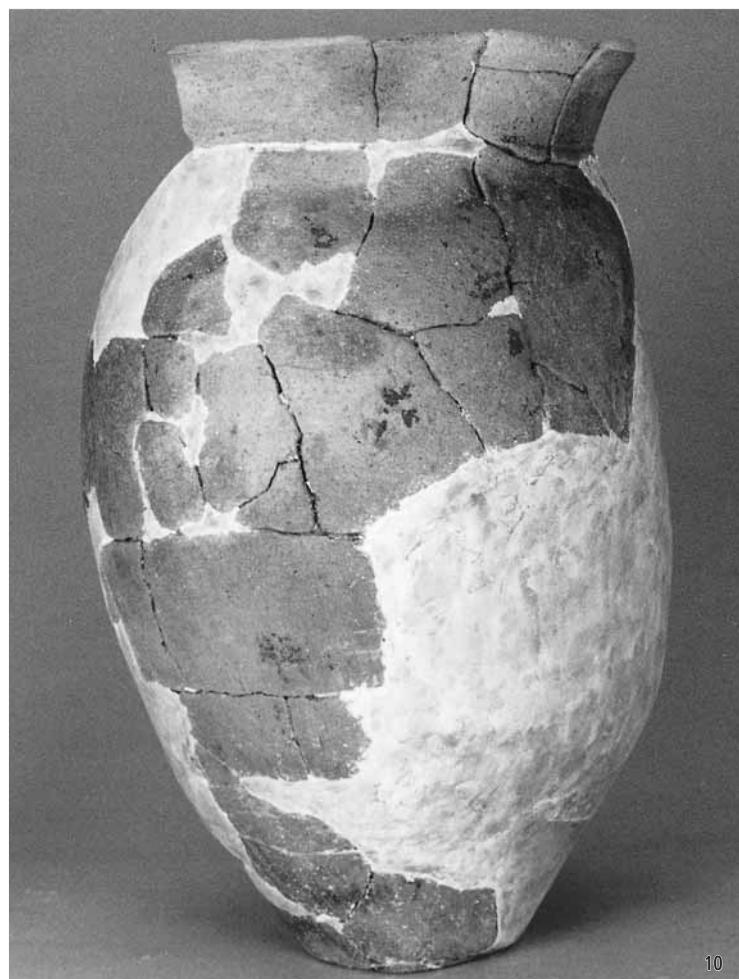
8



7



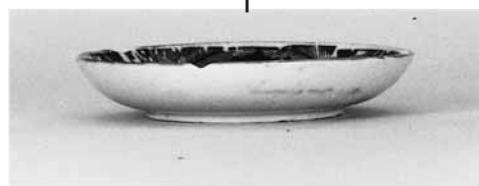
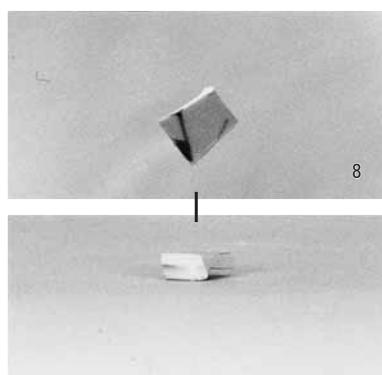
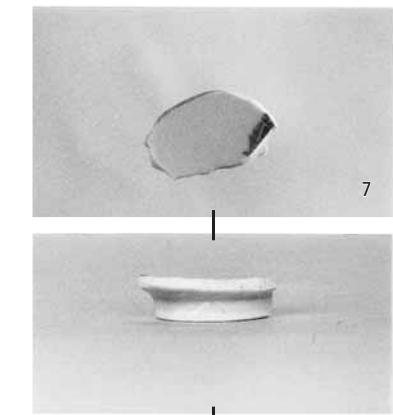
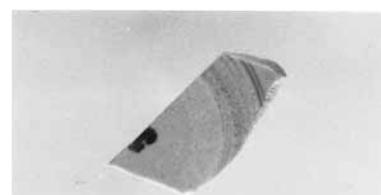
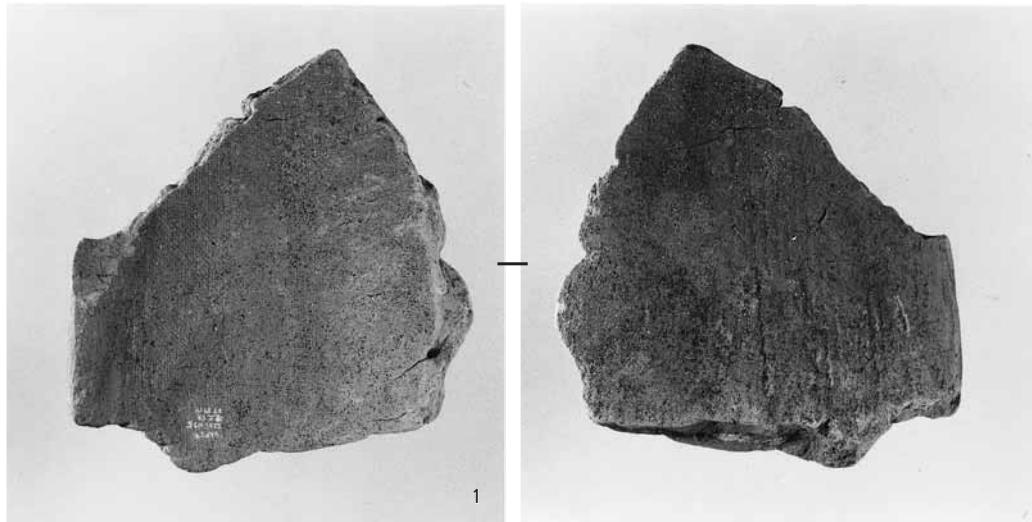
9



10

1 ~10 S I 1979

図版19



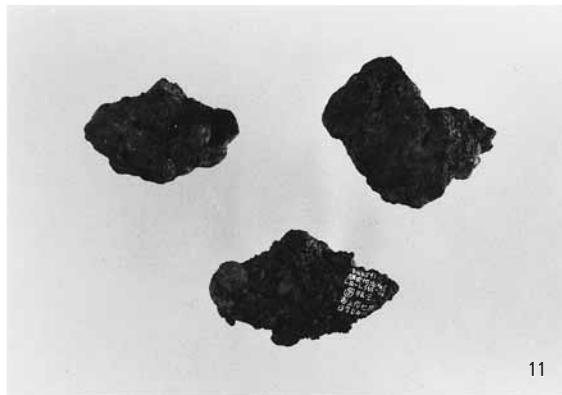
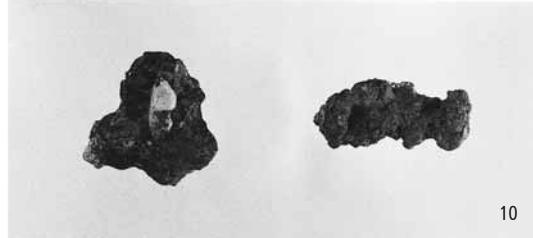
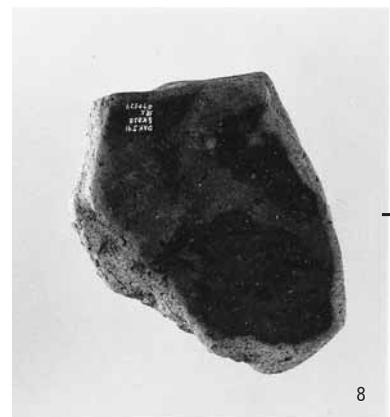
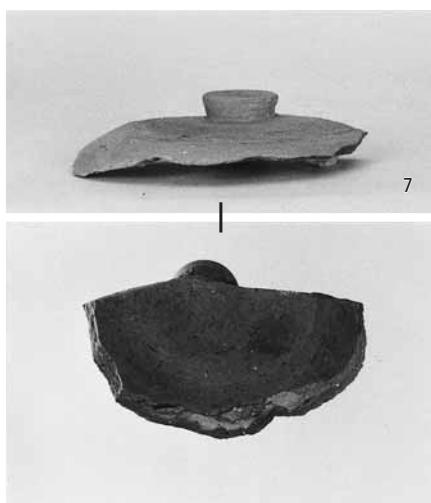
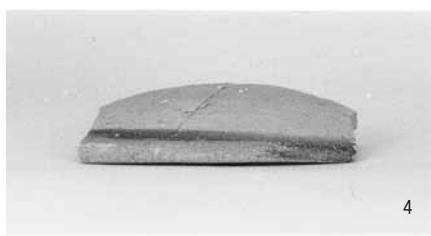
1 S I 1979

2 ~ 6 第1層

7 第2~1層

8 ~ 10 第2~2層

図版20



- | | |
|-----|----------|
| 1 | 第3層 |
| 2～5 | 第4層 |
| 6、7 | 第5層 |
| 8 | 埋土 |
| 9 | S I 1976 |
| 10 | S I 1977 |
| 11 | 第4層 |

図版21

報 告 書 抄 錄

ふりがな	あき た じょうあと							
書名	秋田城跡							
副書名	秋田城跡調査事務所年報2007							
巻次	2007							
シリーズ名	秋田城跡調査事務所年報							
シリーズ番号								
編著者名	石郷岡誠一、松下秀博、伊藤武士							
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所							
所在地	〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山9番6号 TEL 018-845-1837 Fax 018-845-1318							
発行年月日	2008年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ′ ″	東経 ° ′ ″	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
あき た じょうあと 秋田城跡	あき た し てらうち 秋田市寺内	市町村 05201	遺跡番号 186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第91次調査 20070416～ 20060724	489	保護管理 環境整備
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項		
秋田城跡 第91次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡5棟 柱列跡1列 材木塀跡2条 溝跡1条 竪穴住居跡5軒 竪穴状鍛冶工房1棟 土坑4基 小柱掘り方群		須恵器、土師器、 赤褐色土器、墨 書土器、瓦、埴、 陶磁器、鉄製品、 石製品	鶴ノ木地区建物群東側、 古代水洗廁舍跡南側隣接 地の調査		
要約	秋田城の城外南東側に隣接する鶴ノ木地区建物群の一画を調査した結果、奈良時代の建物跡や平安時代に建物群を区画する材木塀の北東コーナー部を検出した。							

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 拠粋 (平成3年3月25日教委規則第1号)

第5条

4 文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

第8条

5 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山9番6号に設置し、その分掌する事務は、
おおむね次のとおりとする。

- (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

II 発掘調査体制

1 調査体制

秋田市教育委員会

教 育 長 高 橋 健 一
文化振興室長 小 松 正 夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所 長 石郷岡 誠 一
主 席 主 査 松 下 秀 博
主 査 伊 藤 武 士
技 能 技 師 田 口 茂

2 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報2007）

印刷・発行 平成20年3月
編 集 秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318
印 刷 秋田印刷製本株式会社
